パブリックコメント用

岸和田市交通まちづくりアクションプラン
【バリアフリー基本構想編】（案）

1.　交通まちづくりアクションプラン『バリアフリー基本構想編』について 73
1.1. バリアフリー基本構想とは 73
1.1.1. バリアフリー法の趣旨 73
1.1.2. バリアフリー法の基本的枠組み 73
1.1.3. バリアフリー基本構想とは 75
1.2. 岸和田市のバリアフリー基本構想に関するこれまでの取組み 76
1.3. 岸和田市におけるバリアフリー整備の取組み状況 77
1.3.1. 特定事業による整備状況 77
1.3.2. その他の取組み状況 80
2.　岸和田市バリアフリー基本構想の位置付け 81
3.　岸和田市バリアフリー基本構想の基本的な考え方 82
3.1. 基本理念と目的 82
3.1.1. 基本理念 82
3.1.2. 目的 82
3.1.3. 視点 83
3.2. 整備の基本指針 84
3.2.1. 整備の基本指針の位置付け 84
3.2.2. 整備の基本指針 84
3.2.3. 重点整備地区の整備項目 89
3.2.4. 重点整備地区における特定事業の実施 89
3.2.5. 整備目標時期 89
3.3. 重点整備地区の考え方 90
3.4. 生活関連施設の考え方 91
3.5. 生活関連経路の考え方 92

4.　重点整備地区の設定 93
4.1. ＪＲ阪和線東岸和田駅周辺地区 93
4.1.1. ＪＲ阪和線東岸和田駅周辺地区の概要 93
4.1.2. 生活関連施設の選定 95
4.1.3. 生活関連経路の選定 96
4.1.4. ＪＲ阪和線東岸和田駅周辺地区　重点整備地区図 97
4.2. 南海本線春木駅・ＪＲ阪和線久米田駅周辺地区 98
4.2.1. 南海本線春木駅・ＪＲ阪和線久米田駅周辺地区の概要 98
4.2.2. 生活関連施設の選定 100
4.2.3. 生活関連経路の選定 101
4.2.4. 南海本線春木駅・ＪＲ阪和線久米田駅周辺地区　重点整備地区図 102
4.3. 南海本線岸和田駅周辺地区 103
4.3.1. 南海本線岸和田駅周辺地区の概要 103
4.3.2. 生活関連施設の選定 105
4.3.3. 生活関連経路の選定 107
4.3.4. 南海本線岸和田駅周辺地区　重点整備地区図 108
5.　特定事業 109
5.1. 駅舎・駅前広場　（公共交通特定事業） 109
5.2. 道路　（道路特定事業） 110
5.2.1. ＪＲ阪和線東岸和田駅周辺地区 110
5.2.2. 南海本線春木駅・ＪＲ阪和線久米田駅周辺地区 112
5.2.3. 南海本線岸和田駅周辺地区 115
5.3. 信号交差点・交通規制　（交通安全特定事業） 117
5.4. 都市公園　（都市公園特定事業） 117
5.4.1. ＪＲ阪和線東岸和田駅周辺地区 117
5.4.2. 南海本線春木駅・ＪＲ阪和線久米田駅周辺地区 117
5.4.3. 南海本線岸和田駅周辺地区 118
6.　基本構想実現に向けて 119
6.1. 心のバリアフリーの推進 119
6.1.1. 市民の取組み 119
6.1.2. 事業者の取組み 119
6.1.3. 行政の取組み 119
6.2. 実現に向けての基本的な考え方 120
6.3. PDCA サイクル（スパイラルアップ）による施策の推進 121

第２編

バリアフリー基本構想編

1. 交通まちづくりアクションプラン『バリアフリー基本構想編』について

1.1. バリアフリー基本構想とは

1.1.1. バリアフリー法の趣旨

我が国では、令和 2(2020)年の高齢化率は 28.7%と過去最高になり、本格的な高齢社会を迎えています。また、障害者が障害のない者と同等に生活し活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念の浸透により、誰もが自立した社会生活を営むことができるまちづくりを進めることが求められています。

このような背景の中で、平成 18(2006)年 12 月に、「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」が統合・拡充された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」が施行され、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するための法制度が整えられました（図 1-1）。

加えて、平成 30(2018)年 12 月のユニバーサル社会実現推進法の施行や 2020 年東京パラリンピック大会の開催を契機とし、バリアフリー法が一部改正施行され、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」が明確化されるなど、共生社会の実現に向けた取組みが進められています。

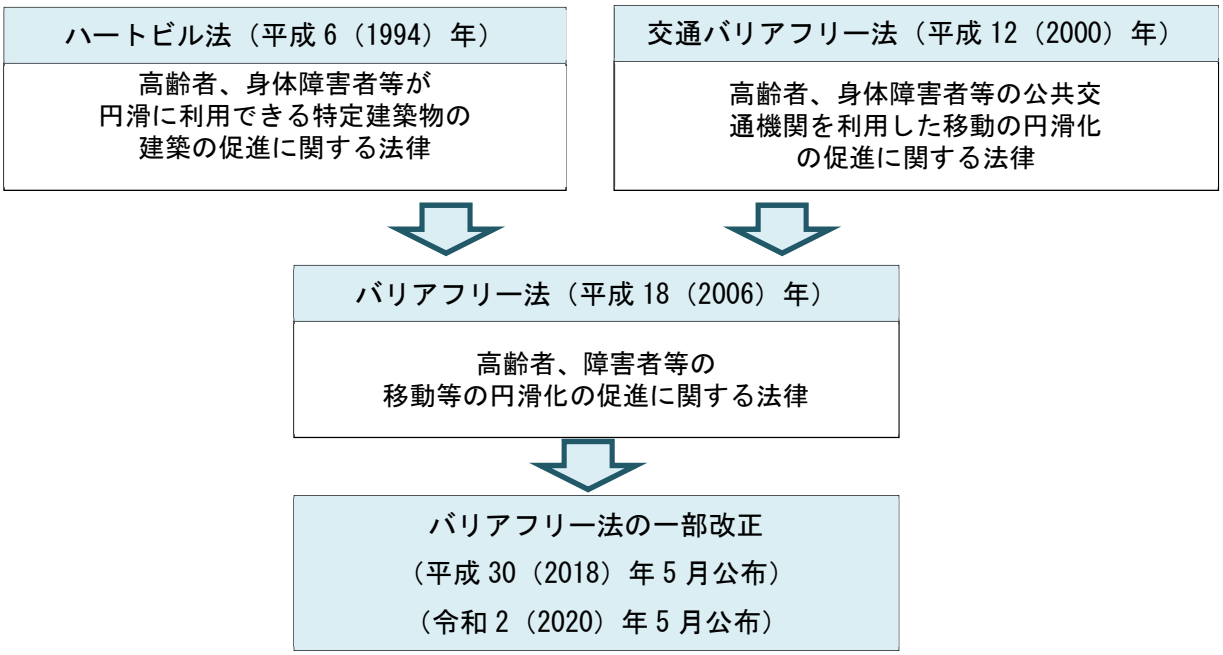

図 1-1　バリアフリー法の経緯

1.1.2. バリアフリー法の基本的枠組み

バリアフリー法は、主務大臣により定められる「移動等円滑化の促進に関する基本方針（通称：基本方針）」に基づく、「関係者の責務」、「基準適合義務等」、「重点整備地区における移動等の円滑化の重点的･一体的な推進」から規定されています。この中で、市町村は、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、「移動等円滑化に係る事業の一体的な推進に関する基本的な構想（通称：バリアフリー基本構想）」を作成するよう努めるものとされています（図 1-2）。

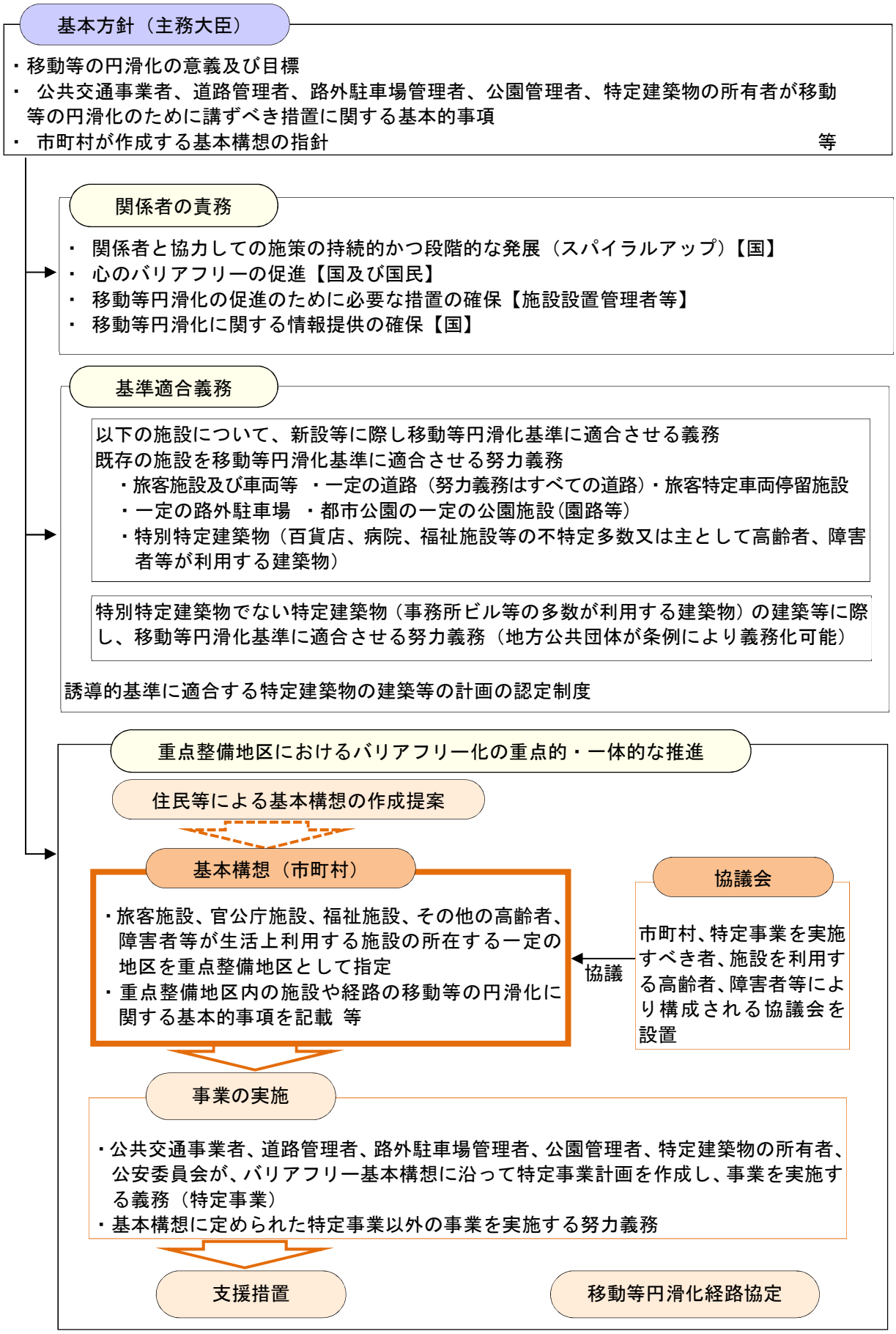

資料：国土交通省資料・法文を基に作成

図 1-2 バリアフリー法の基本的枠組み

1.1.3. バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区におけるバリアフリー化のための基本的な考え方や事業等を記載します。

なお、「高齢者、障害者等」には、高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含むすべての障害者）のみならず、妊産婦やけが人等が含まれます。

バリアフリー基本構想に記載する内容
○重点整備地区におけるバリアフリー化の基本的な考え方
○重点整備地区の位置・区域
○生活関連施設及び生活関連経路、これらのバリアフリー化に関する事項（整備方針等）
○実施すべき特定事業とその他の事業

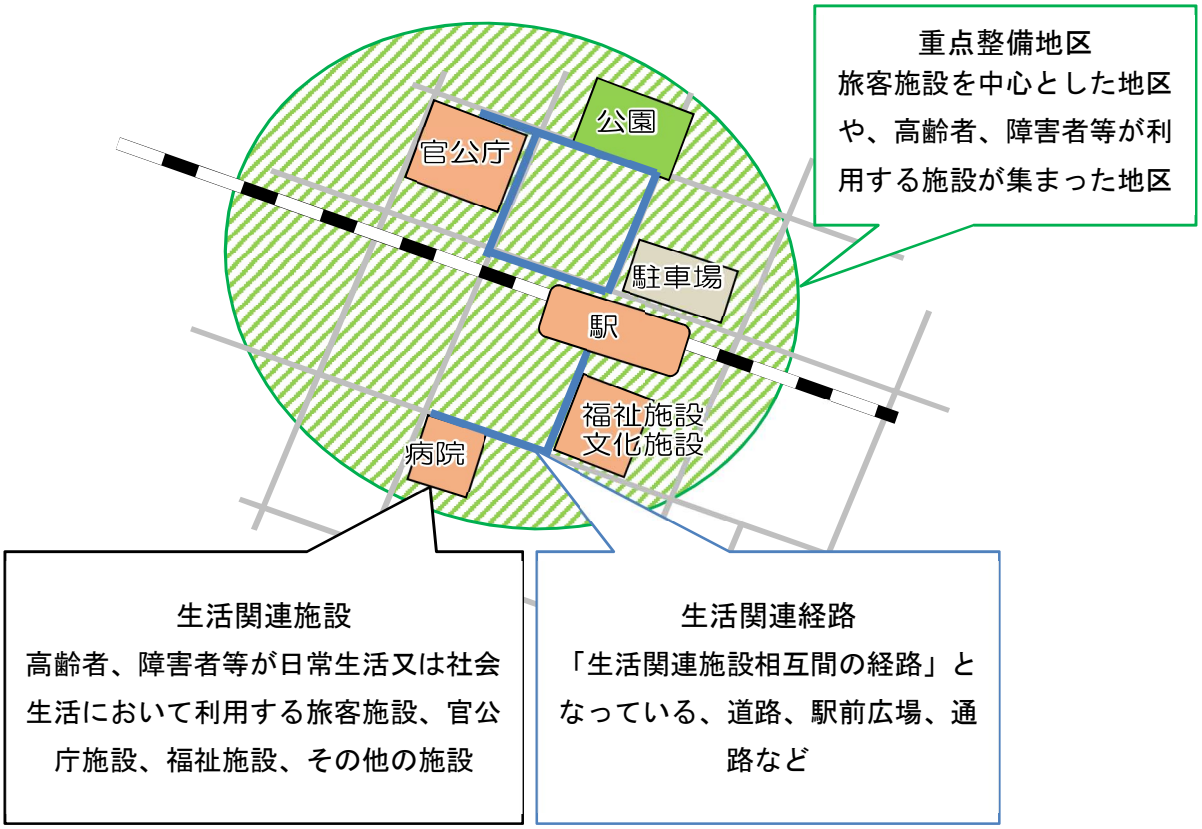

図 1-3　バリアフリー基本構想の対象範囲イメージ

1.2. 岸和田市のバリアフリー基本構想に関するこれまでの取組み

本市では、急速な高齢化の進展、ノーマライゼーションの理念の浸透などから、高齢者・身体障害者等が自立した日常生活や社会活動を営むことができる、安全で安心な都市基盤整備の推進を図ることを目的に、「交通バリアフリー法」に基づき、平成 16(2004)～平成 18(2006)年にかけて、「岸和田市交通バリアフリー基本構想（以下、旧基本構想)」を策定しました。

旧基本構想に基づき、基本理念『人にやさしく　ふれあいがあり　安心して移動できる　地域輝くまちづくり』のもとに、バリアフリー化に取組んできましたが、基本構想の策定から約 15 年が経過し、「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」が統合・拡充された新法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法)」が施行され、また、公共施設等の統廃合や新たな生活関連施設、道路建設など、バリアフリーを取り巻く状況が変化しています。

そのため、バリアフリー法や上位関連計画との整合を図りながら、バリアフリー基本構想の策定（見直し）を行うこととしました。

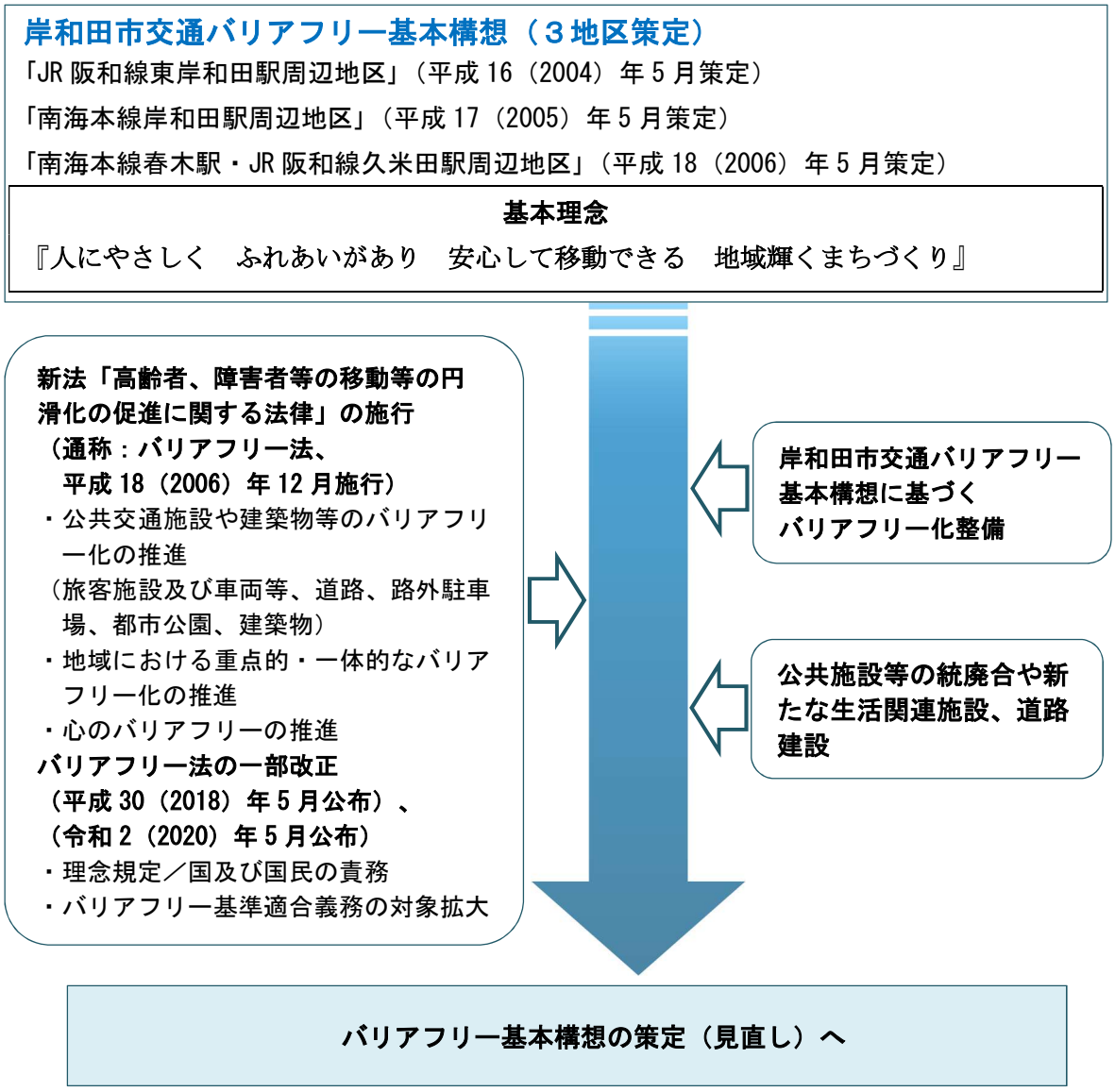

図 1-4　バリアフリー基本構想の策定（見直し）の背景

1.3. 岸和田市におけるバリアフリー整備の取組み状況

1.3.1. 特定事業による整備状況

旧基本構想で示した特定事業により、次のようなバリアフリー整備を進めてきました。

表 1-1　公共交通特定事業による整備状況

整備項目	整備後	整備項目	整備後
エレベーター、エスカレーター等による昇降手段の確保		駅舎総合案内板（トイレ、エレベーター等）への情報設備の充実	
障害者用トイレの設置・改良		転落時の安全確保（緊急押しボタンの設置）	
列車接近の文字・音声等での表示			

表 1-2　道路特定事業による整備状況

整備項目	整備前	整備後
東岸和田駅付近高架化事業に伴う歩道整備		
歩道整備		
歩道のバリアフリー化		
道路側溝、桝蓋等の整備改良 歩行空間の明確化（カラー舗装等）		

表 1-3　交通安全特定事業による整備状況

整備項目	整備後
LED 信号への変更	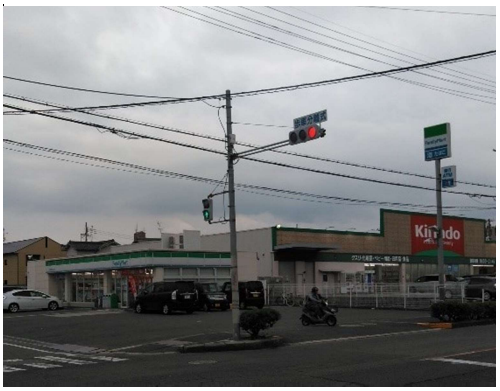
視覚障害者用付加装置付信号、高齢者等感応式信号設置	
歩車分離信号への変更	

1.3.2. その他の取組み状況

岸和田市では、高齢者、障害者等の特性を理解し支えあう環境づくりのため、以下のようなソフト施策に取組んでいます。表 1-4 に参考として平成 29(2017)年度以降に実施された事業を示します。

表 1-4　岸和田市のバリアフリーに関連するソフト施策取組み状況

交通安全教室	・高齢者を対象とした交通安全教室を実施。 ・大阪府が実施している「高齢者運転免許証自主返納サポート制度」の周知も合わせて行う。 資料：岸和田市資料
広報・啓発	・広報きしわだやホームページに掲載するとともに、毎年、障害者差別解消についての市民対象のセミナーを開催。 ・人権啓発紙「人の輪」78 号に障害者週間に関する記事及び「人権の窓」として「みんなちがって、みんな一緒」を掲載。 ・福祉総合センターで開催された福祉まつりに障害者自立支援協議会としてブース出展し統合失調症及び発達障害に関する疑似体験型の動画放映及び障害理解や相談機関に関する案内パンフレット設置・配布。
ヘルプマークの配布	・ヘルプマークストラップ、ヘルプカードを市役所のほか山滝支所、各市民センターで配布。
マタニティマークの配布	・マタニティマークを保健センターで配布。 ・ホームページ掲載により、マタニティマークの周知及び必要なサポートに関する情報発信。
研修の充実	・各学校園の児童生徒や教職員を対象として、車いす体験や手話などの体験的な活動だけでなく、精神障害や発達障害などについての研修の取組みも実施。 ・市の新規採用職員への研修や管理職研修を実施。また多機関の連携を目的とした地域協議会を年１回開催。

2. 岸和田市バリアフリー基本構想の位置付け

岸和田市交通まちづくりアクションプラン『バリアフリー基本構想編』は、バリアフリー法に基づき、「岸和田市まちづくりビジョン（岸和田市総合計画）」や「岸和田市都市計画マスタープラン」及び関連計画との整合・連携を図りながら策定するもので（図 2-1）、岸和田市交通まちづくりアクションプラン『基本計画編』で定めた基本理念「元気に生活・活動し、安全・快適に移動ができる交通インフラの形成」の実現を目指すため、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、「面的・一体的なバリアフリー化」を図る基本構想として、とりまとめるものです（図 2-2）。

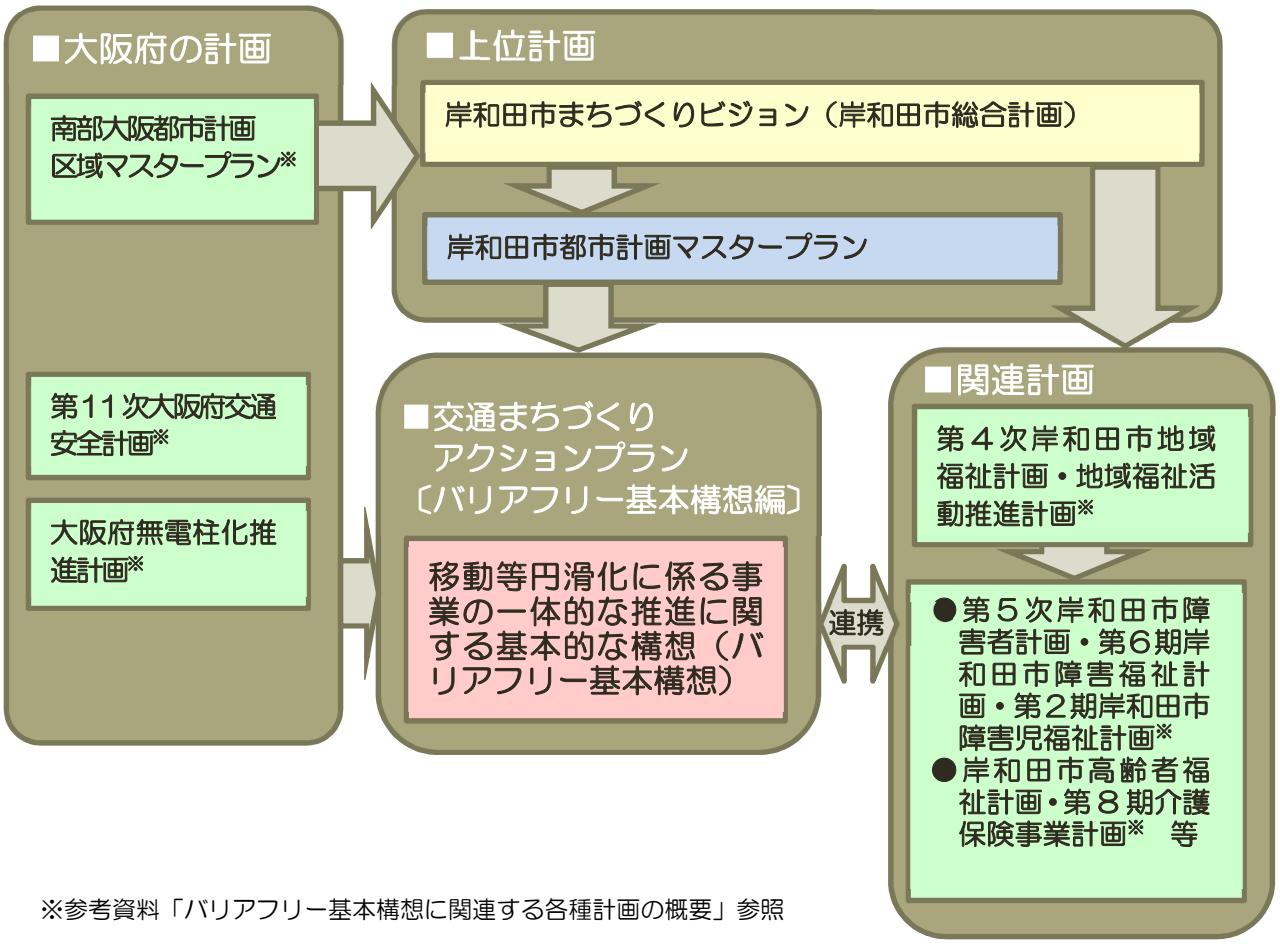

※参考資料「バリアフリー基本構想に関連する各種計画の概要」参照

図 2-1　上位関連計画における位置づけ

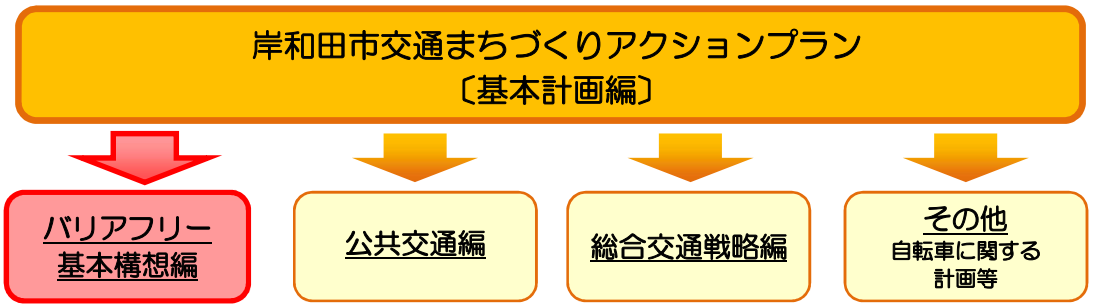

図 2-2　「岸和田市交通まちづくりアクションプラン」の構成

3. 岸和田市バリアフリー基本構想の基本的な考え方

3.1. 基本理念と目的

3.1.1. 基本理念

岸和田市交通まちづくりアクションプラン『基本計画編』の基本理念「元気に生活・活動し、安全・快適に移動ができる交通インフラの形成」及び基本方針を踏まえて、『バリアフリー基本構想編』における基本理念を以下のように設定します。

なお、『バリアフリー基本構想編』はバリアフリー法に基づき今回新たに策定するものですが、現在までに進めてきた岸和田市のバリアフリーに対する取組みの根幹的な考え方は変わるものではないことから、基本理念は旧基本構想を引き継ぐこととします。

バリアフリー基本構想の基本理念

人にやさしく　ふれあいがあり
安心して移動できる　地域輝くまちづくり

高齢者、障害者等だけでなくすべての市民が安心して移動でき、集うことのできる地域輝くまちづくりに向け、バリアフリー法に基づき重点整備地区のバリアフリー化を推進し、主要な施設及び経路から整備を行っていきます。

また、高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、施設や道路のバリアフリー化に代表されるハードの整備だけでなく、高齢者、障害者等の特性を理解し支えあうという「心のバリアフリー」が大切になります。

心のバリアフリーを推進し、高齢者や障害者等に対してひとりひとりがやさしさや思いやりを持って接することができるようにするため、各種の啓発・広報活動及び様々な機会を活用した幅広い教育活動等の取組みを進めます。

3.1.2. 目的

岸和田市交通まちづくりアクションプラン『バリアフリー基本構想編』は、バリアフリー法に基づき、急速な高齢化の進展、ノーマライゼーションの理念の浸透などに対応し、高齢者や障害者等が自立した日常生活や社会活動を営むことができる、安全で安心なまちづくりの推進を図ることを目的に策定します。

3.1.3. 視点

バリアフリー化を進めることは市域全体の問題であり、だれもが安心して移動でき、人にやさしい、ふれあいのある、地域輝く、まちづくりを進めるため、総合的・一体的な都市基盤整備を行う上での視点としても同様とします。

1. 高齢者・障害者等の社会への参加とその活動の自由を保障する。
2. 移動経路整備・施設整備では、可能な限り高齢者・障害者等が健常者と同じ様に利用できるようにする。
3. 都市基盤整備では、ハードな部分だけではなく、管理・運営等のソフトな部分を含める。
4. すべての人を意識し、だれもが使いやすいユニバーサルデザイン※の考え方をベースとして、市民一人ひとりのバリアフリー化についての理解を深めつつ、市民・当事者の方々と協働により、岸和田市の歴史・風土等を反映した空間づくりを進める。
5. 日常生活だけでなく、災害時・緊急時等を想定し、情報提供や避難誘導など必要な支援について配慮に努める。

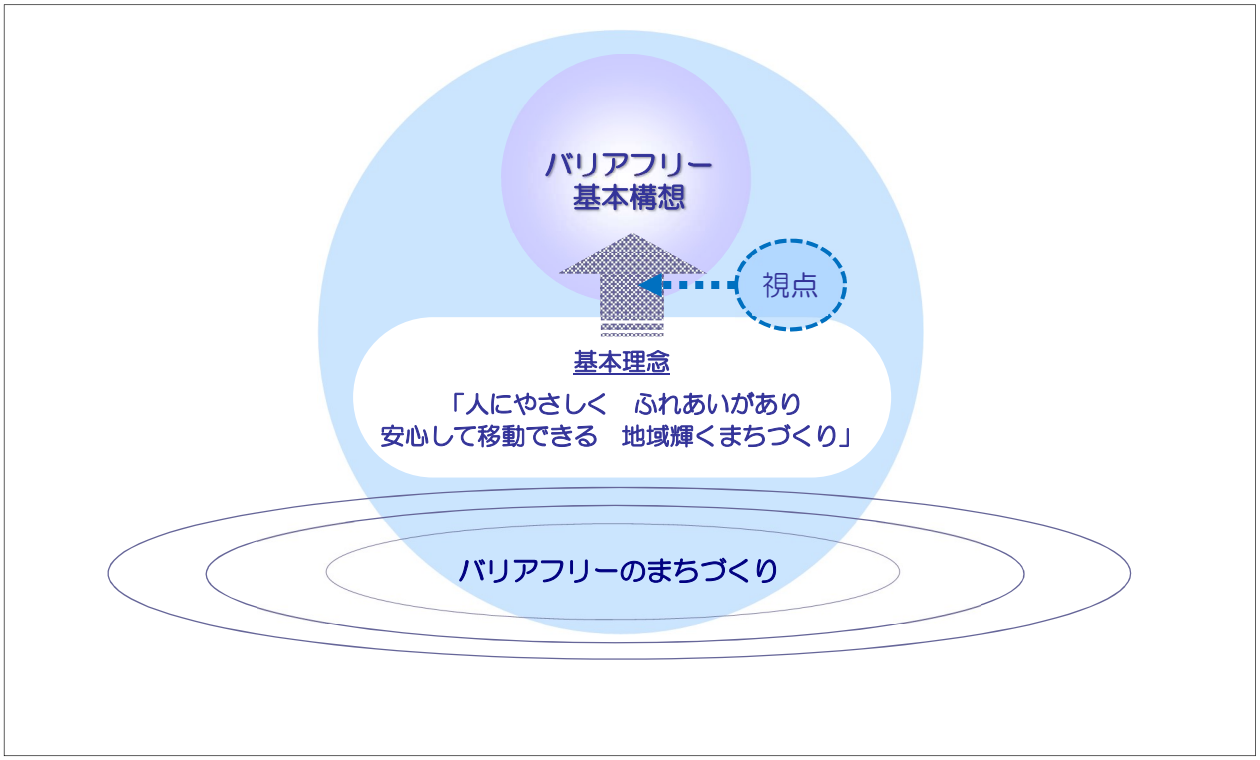

図 3-1 基本理念の概念図

3.2. 整備の基本指針

岸和田市のバリアフリー化を図るために、基本構想策定地区における生活関連施設及び生活関連経路等の整備の方向を「整備の基本指針」として下記に示します。

3.2.1. 整備の基本指針の位置付け

本基本指針では、バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の整備の基本的な方向及び整備メニューを、駅舎・駅前広場、道路、信号交差点・交通規制、都市公園、ソフト的対策に分けて示します。

各整備項目については、対象となる項目ごとに区別して示します。

なお、本基本指針は、旧基本構想策定時に市民及び当事者へのアンケート調査、基本構想策定地区での現況調査及び基本構想策定協議会の意見具申等を受けて策定したもので、各事業者・行政関係者相互に調整の上、令和元(2019)年度から令和 3(2021)年度にかけて見直しを行ったものです。

3.2.2. 整備の基本指針

生活関連施設及び生活関連経路については、関連する基準・ガイドライン等に沿った整備・適正管理を基本とし、原則として「移動等円滑化基準」に沿って、誰もが使いやすいものとし、できる限り市民・当事者等のニーズを反映したものとします。

バリアフリー化を図った箇所については、その効果を継続させるための維持管理に努めます。

また、基本構想に基づく各特定事業の整備計画等の作成の際は、各事業者・行政関係者相互の連携を図るものとします。

整備の基本指針　①駅舎・駅前広場

1）**「移動円滑化された経路」の整備・適正管理**

- 利用者の利便性、駅の立地特性からみて 2 経路以上の整備が必要と考えられる駅では、旅客の移動が最も一般的な経路（主動線）以外の他の経路（副動線）についても、バリアフリー化による、「移動円滑化された経路」として整備することを可能な範囲で検討します。

2）**通路の整備・適正管理**

- 通路の幅員の確保
- 視覚障害者誘導用ブロックの整備
- 段差の解消（傾斜路の整備）
- 段の段鼻の識別への配慮
- 床材の滑りにくさへの配慮
- エレベーター、エスカレーター等による昇降手段の確保
- 階段手すり、エレベーター、エスカレーター等の点字標示
- 転落防止柵の設置

3）**利便施設の整備・適正管理**

- 障害者用トイレの設置（オストメイト仕様などの多機能化）
- トイレの整備（手すり位置、洋式便器への変更等）
- 案内所の設置（車いす対応のカウンター、筆談対応など）
- 待合施設、ベンチの設置
- 公衆電話、ＦＡＸの設置

4）**情報案内設備の整備・適正管理**

- 列車接近の文字・音声等での表示
- 駅舎総合案内板を触知案内板とする
- 路線案内、運賃案内、運行情報等の身体障害者等への対応のための整備
- 職員に対する適切な教育訓練

5）**転落時の安全確保**

- 緊急押しボタンの設置
- 緊急時の待避場所の設置もしくはホームに上がりやすい設備の設置

6）**駅前広場における乗継ぎ環境の整備・適正管理**

- ベンチ、バスシェルター等の身体的負担を軽減するための整備
- 身体障害者用停車帯等の設置

整備の基本指針　②道路＜「生活関連経路」における整備＞

生活関連経路は「道路移動等円滑化基準」に適合したものとし、道路の移動等円滑化整備ガイドラインにもとづいた整備・適正管理を行います。

1）**道路移動等円滑化基準への適合**

- 有効幅員 2m 以上（やむを得ない場合は 1.5m 以上）の歩道の整備
- 歩道の水はけを良くする舗装の整備（透水性舗装等の整備）
- 縦断・横断勾配のきつい箇所の解消（縦断勾配 8%以下、横断勾配 2%以下）
- 歩道と車道の分離（高さ 15 cm以上の縁石の設置）
- 必要と認められる箇所への視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良
- 道路照明灯の整備（周辺の光環境を考慮しての明るさの確保、適正な配置）

整備の基本指針　③信号交差点・交通規制

信号交差点の整備・適正管理については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則」等に沿うことを基本とします。

1）　**信号の設置・適正管理**

- 歩行者等の通行量の実態調査を行い、適正な設置
- 高齢者・身体障害者等に配慮した、必要な箇所での歩行者青時間の延長
- 交通量、道路形態を踏まえ、歩行者の安全を優先した歩車分離信号の導入
- 視覚障害者に配慮した必要な箇所での音響信号機等の設置
- 視覚障害者に配慮した必要な箇所での視覚障害者用道路横断帯の設置
- 高齢者に配慮した必要な箇所での高齢者等感応信号機等の設置
- 横断歩道であることを表示する道路標示の設置

2）　**交通規制による歩行空間の確保**

- 一方通行化による歩行空間の確保
- 歩行者専用化による歩行空間の確保
- 時間帯車両交通規制化による歩行空間の確保

整備の基本指針　④都市公園

都市公園は「都市公園移動等円滑化基準」に適合したものとし、都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインにもとづいた整備・適正管理を行います。

1）**園路及び広場の整備・適正管理**

- 出入口・通路の幅員の確保
- 段差の解消（傾斜路の整備）
- 縦断・横断勾配のきつい箇所の解消
- 階段手すり等の整備、点字標示
- 段の段鼻の識別への配慮
- 床材の滑りにくさへの配慮
- 転落防止柵の設置
- 視覚障害者誘導用ブロックの整備
- 各公園施設への接続

2）**駐車場**

- 車いす使用者駐車施設の適正な配置
- 車いす使用者用駐車施設の表示の適正な設置

3）**トイレ**

- トイレの整備（手すり位置、洋式便器への変更等）
- 床材の滑りにくさへの配慮
- 多機能トイレの設置（オストメイト仕様、介護ベッドなどの多機能化）
- 多機能トイレの表示の適正な設置

4）**掲示板及び標識**

- 容易に識別できる表示案内の出入り口付近への設置

5）**その他**

- 勾配が大きい等、通りづらい箇所がある場合は、迂回路を設定
- 自転車通行ルールの設定・周知による、安全な歩行空間の確保
- 樹木の適正管理等による、園路の明るさの確保

整備の基本指針　⑤ソフト的対策

1）**基本構想及び事業実施状況に関する情報の提供・収集**

- 広報紙（広報きしわだ）への掲載
- ホームページへの掲載
- 広聴箱※による市民意見の収集

2）**市民・事業者・商業者・NPO 等とのパートナーシップによるバリアフリー化の促進**

- バリアフリー関連情報の収集と提供
- バリアフリーマップの作成
- 日常の点検や市民協力による適切な管理

3）**移動円滑化に関わる市民活動の促進**

- 市民一人一人の理解と協力

4）**心のバリアフリーの醸成**

- 啓発冊子の発行
- キャップハンディの促進
- 学校教育への取り入れ
- 各事業者との協働による職員の研修・教育の充実
- ヘルプマークの配布
- マタニティマークの配布

5）**交通安全教育・広報の推進**

- 幼児から高齢者に至るまでの交通安全教育の実施
- 指導者の養成・確保
- 参加、体験、実践型教育の普及

6）**先端技術・サービスの活用検討**

- IoT※・AI※等の先端技術の活用
- スマートシティ※が実現した社会におけるバリアフリーの高質化

3.2.3. 重点整備地区の整備項目

重点整備地区の整備項目については、対象地区の特性、課題等をふまえ、先に示した「整備の基本指針」から必要となる内容を検討し、特定事業として定めるものとします。

3.2.4. 重点整備地区における特定事業の実施

重点整備地区における特定事業の実施については、公共交通事業者（鉄道事業者・バス事業者）、道路管理者（国道管理者・府道管理者・市道管理者）、公安委員会、その他事業者（再開発施行者・施設管理者等）が特定事業計画等を作成し整備を図ります。

なお、事業者間で連携が必要な項目については、相互協力のうえ整備を図ります。

また、事業の計画・実施について「基本理念」実現に向けた検討を継続的に行います。

3.2.5. 整備目標時期

整備目標時期については、各整備主体における状況を踏まえ、短期・中期・長期の３種類に分けて示します。

・短期整備：令和 4 年度～令和 8 年度（5 年間）
・中期整備：令和 9 年度～令和 18 年度（10 年間）
・長期整備：令和 19 年度～

3.3. 重点整備地区の考え方

重点整備地区は、生活関連施設の配置状況、街区形成、歩行空間ネットワーク等を考慮のうえ、設定します。

鉄道駅を中心とした徒歩圏（駅から概ね 500 から 1000 メートル）をバリアフリー検討区域としますが、徒歩圏が重複するため、貝塚市との行政界と都市計画道路大阪臨海線、忠岡岸和田線、磯之上山直線及び大阪岸和田南海線で囲まれた区域を検討区域とします。

さらに、国道 26 号、都市計画道路岸和田中央線で検討区域を分け、「ＪＲ阪和線東岸和田駅周辺地区」、「南海本線岸和田駅周辺地区」及び「南海本線春木駅・ＪＲ阪和線久米田駅周辺地区」の３地区を重点整備地区とします。

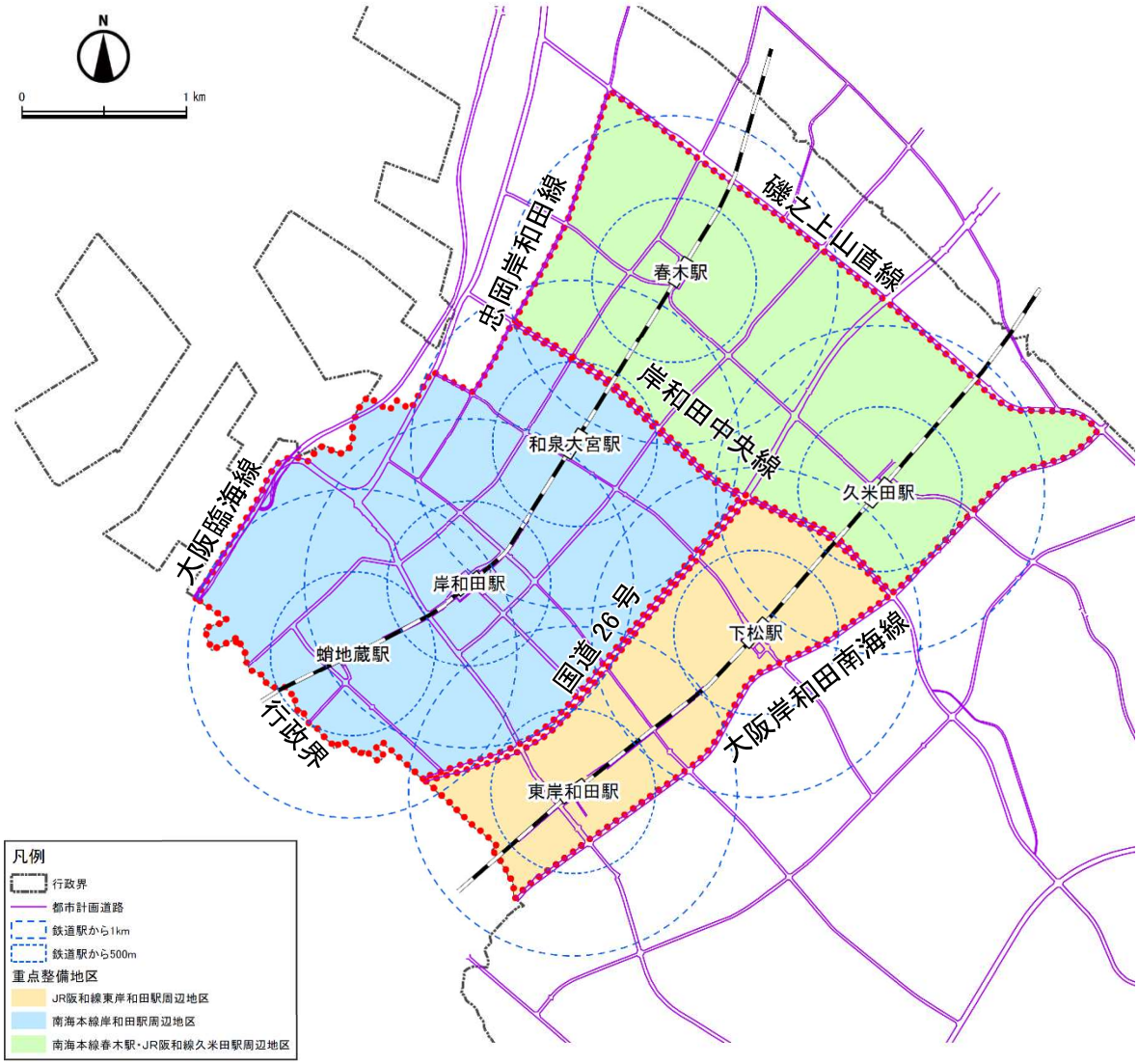

図 3-2　都市計画道路と重点整備地区

3.4. 生活関連施設の考え方

生活関連施設とは「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことであり、高齢者・障害者等が相当数利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校など多岐にわたることが想定されます。そのため、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、具体的にどの施設を生活関連施設とするか、施設の利用状況等地域の実情を勘案して選定することが必要とされています。

本市では、以下の考え方に基づいて生活関連施設の選定を行います。

①生活関連施設選定要件

○相当数の高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において利用する施設

○駅を中心とした徒歩圏（駅から概ね 500 から 1000 メートル）に立地している施設

②生活関連施設選定の考え方

区分	選定の考え方
旅客施設	1 日あたりの平均的な利用者数が 3,000 人以上
官公庁等	市の主要な施設、相当数の高齢者・障害者等が日常生活及び社会生活において利用する公共施設
公園・緑地	主要な都市公園等
学校	特別支援学校
病院	床面積が 2,000 ㎡を超える建築物を対象 （床面積 2,000 ㎡以上の特別特定建築物を建築しようとする場合は、「建築物移動等円滑化基準」への適合義務あり）
路外駐車場	駐車の用に供する部分が 500 ㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場（バリアフリー法による特定路外駐車場）

なお、バリアフリー基本構想作成後も、整備状況の把握と評価を行い、新たな生活関連施設の追加の必要性の検討を含め基本構想の見直しを行います。その際は、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見が十分に反映されるよう、協議会等で意見把握を行いながら継続発展（スパイラルアップ）に取り組むこととします。

3.5. 生活関連経路の考え方

生活関連経路は、「生活関連施設相互間の経路」のことで、一般交通用施設として、道路、駅前広場、通路などが対象となります。

高齢者、障害者等の移動を円滑にするために、下記の事項のいずれかを含むものについて生活関連経路として選定を行います。

- 道路ネットワークの根幹を成す主要な幹線経路
- 迂回率を考慮し、無駄なく移動できる経路
- 歩行者が、安全、安心、利便、快適性等の面に魅力を感じて利用する経路

なお、旧基本構想で定めた「特定経路」は、交通バリアフリー法に基づく、特定旅客施設と主要施設を結ぶ経路のことで、今回バリアフリー法に基づき定める生活関連経路と同等の経路です。

また、生活関連経路を構成する道路のうち、高齢者、障害者等が通常徒歩で利用する道路を国土交通大臣が指定し、特定道路とします。道路管理者が特定道路の新設・改築を行う際には、道路移動等円滑化基準への適合が義務付けられます。

準生活関連経路の考え方

生活関連施設の中には現況幅員 4m 程度の生活道路に面して立地している施設もあり、整備基準に適合する歩道幅員 2m の確保を図るため拡幅することが街区構成、費用対効果等から判断すると必ずしも良いとは言えないと考えられます。

また、本市は城下町として栄えてきた都市であり、城周辺道路、紀州街道等は市民、地元町会等とともに、歩車共存道路として修景整備を行っています。

加えて、岸和田市の観光のメインとなっている「だんじり祭り」の曳行コースは、舗装面のフラット化が行われています。

これらの経路は、幅員確保や歩車分離などの整備基準を満たすことは困難ですが、生活関連経路に準ずる経路として、「準生活関連経路」に設定し、市民・当事者の方々と協働による検討を行い、岸和田市の歴史・風土等を反映した空間づくりを進めます。

なお、準生活関連経路では、路側帯の整備や舗装の美装化による視覚的な歩車分離を図り、歩行空間の明確化を行うとともに、公安委員会と連携を図り一方通行や歩行者専用等の交通規制により人にやさしく安全な歩行空間の確保を図ります。

表 3-1　生活関連経路と準生活関連経路

生活関連経路	生活関連経路は「道路移動等円滑化基準」に適合したものとし、道路の移動円滑化整備ガイドラインにもとづいた整備・適正管理を行う。
準生活関連経路	市民・当事者の方々と協働による検討を行い、岸和田市の歴史・風土等を反映した空間づくりを進める。

4. 重点整備地区の設定

4.1. ＪＲ阪和線東岸和田駅周辺地区

4.1.1. ＪＲ阪和線東岸和田駅周辺地区の概要

①都市計画マスタープランにおける位置付け

ＪＲ阪和線東岸和田駅周辺は「地域拠点」、ＪＲ阪和線下松駅周辺は「生活拠点」に位置付けられています。

資料：岸和田市都市計画マスタープラン【テーマ別まちづくり編】（平成 23(2011)年 3 月）※
※「岸和田市まちづくりビジョン 将来構想」と整合を図り、将来のまちの姿を展望しつつ、
12 年後（令和 4(2022)年度）にその内容について検証し、社会経済状況等の変化に応じて見直しを行う。

図 4-1　方針図

②道路状況

地区の主要な道路は、鉄道網に並行する北側の国道 26 号、南側の府道大阪和泉泉南線、およびこれに交差する府道岸和田港塔原線、市道大宮常盤線及び市道並松上松線で構成されています。

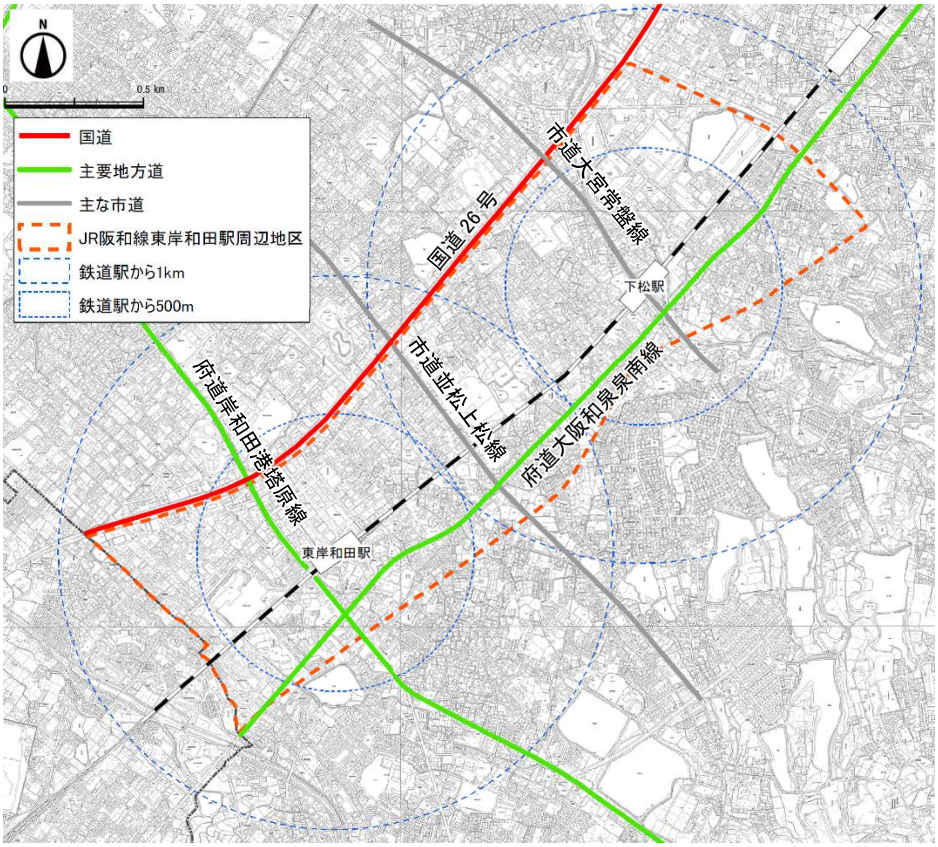

図 4-2　東岸和田駅周辺道路状況

4.1.2. 生活関連施設の選定

前述の生活関連施設選定の要件や考え方に基づき、ＪＲ阪和線東岸和田駅周辺地区における生活関連施設を、以下のように選定しました。

表 4-1　ＪＲ阪和線東岸和田駅周辺地区の生活関連施設

区　分	生活関連施設名称	所在地	施設概要と施設管理者
旅客施設	ＪＲ東岸和田駅	土生町４丁目	・JR 阪和線の駅 ・西日本旅客鉄道株式会社
	ＪＲ下松駅	下松町３丁目	・JR 阪和線の駅 ・西日本旅客鉄道株式会社
官公庁等	東岸和田市民センター	土生町４丁目	・東岸和田サービスセンター、旭地区公民館、旭図書館 ・岸和田市
	桜台市民センター	下松町４丁目	・桜台サービスセンター、常盤地区公民館、桜台図書館 ・岸和田市
	岸和田警察署	作才町１丁目	・警察署 ・大阪府 ※地区外の施設ですが、生活関連経路の一部が地区に含まれるため示しています。
公園・緑地	上松公園	上松町、下松町	・近隣公園（約 2ha） ・岸和田市
学校	岸和田支援学校	土生町５丁目	・小学部、中学部、高等部 ・大阪府
病院	市民病院	額原町	・内科等 33 科（400 床） ・岸和田市
	岸和田リハビリテーション病院	上松町２丁目	・リハビリテーション科等３科（157 床） ・医療法人　えいしん会
	葛城病院	土生町２丁目	・内科等 18 科（243 床） ・医療法人　大植会
	小南記念病院	土生町５丁目	・内科等５科（138 床） ・医療法人　宝山会
路外駐車場	ＧＳパーク下松駅前	下松町１丁目	・119 台の平面駐車場 ・銀泉株式会社

4.1.3. 生活関連経路の選定

前述の生活関連経路選定の考え方に基づき、ＪＲ阪和線東岸和田駅周辺地区における生活関連経路を、以下のように選定しました。

表 4-2　ＪＲ阪和線東岸和田駅周辺地区の生活関連経路

経路起点駅	路線名称	路線に接する生活関連施設
JR 東岸和田駅	国道 26 号	
	主要地方道岸和田港塔原線	
	主要地方道大阪和泉泉南線	岸和田支援学校、小南記念病院
	市道阪和線附属街路 1 号線	岸和田リハビリテーション病院
	市道阪和線附属街路 2 号線	
	市道阪和線附属街路 3 号線	岸和田支援学校
	市道阪和線附属街路 4 号線	
	市道東岸和田駅東側交通広場	ＪＲ東岸和田駅、東岸和田市民センター
	市道東岸和田駅東停車場線	
	市道土生町 29 号線	葛城病院
	市道土生町 34 号線	岸和田支援学校
	市道並松上松線	上松公園
	市道区画整理南部 3 号線	岸和田警察署
JR 下松駅	主要地方道大阪和泉泉南線	桜台市民センター
	市道下松駅西停車場線	ＪＲ下松駅
	市道下松駅東停車場線	ＪＲ下松駅
	市道区画整理中央 3 号線	市民病院
	市道大宮常盤線	ＧＳパーク下松駅前

4.1.4. ＪＲ阪和線東岸和田駅周辺地区　重点整備地区図

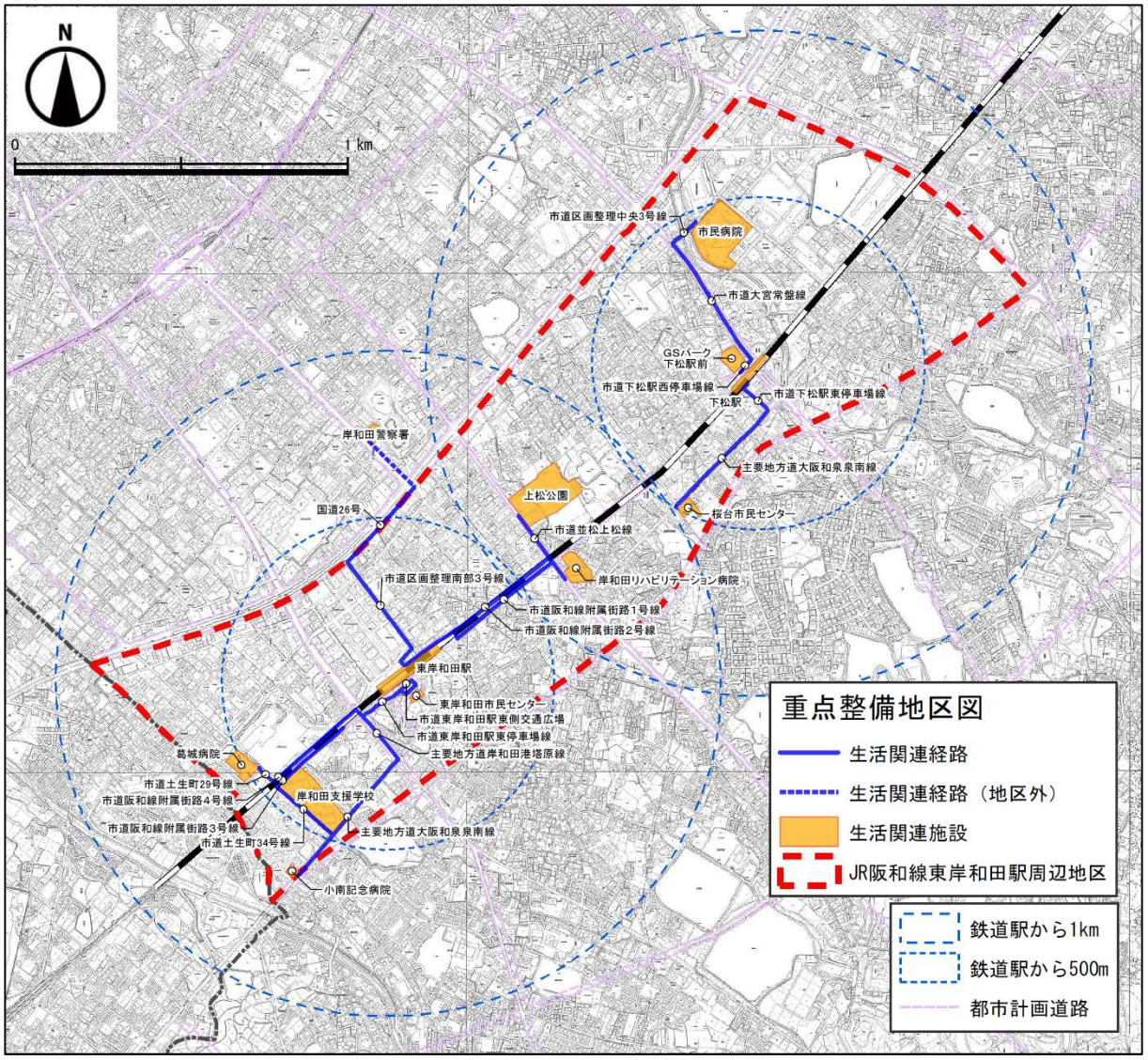

図 4-3　ＪＲ阪和線東岸和田駅周辺地区　重点整備地区図

4.2. 南海本線春木駅・ＪＲ阪和線久米田駅周辺地区

4.2.1. 南海本線春木駅・ＪＲ阪和線久米田駅周辺地区の概要

①都市計画マスタープランにおける位置付け

南海本線春木駅周辺は「地域拠点」、ＪＲ阪和線久米田駅周辺は「生活拠点」に位置付けられています。

資料：岸和田市都市計画マスタープラン【テーマ別まちづくり編】（平成 23(2011)年 3 月）※
※「岸和田市まちづくりビジョン 将来構想」と整合を図り、将来のまちの姿を展望しつつ、
12 年後（令和 4(2022)年度）にその内容について検証し、社会経済状況等の変化に応じて見直しを行う。

図 4-4　方針図

②道路状況

地区の主要な道路は、鉄道網に並行する府道堺阪南線、国道 26 号及び府道大阪和泉泉南線と、これに交差する府道岸和田牛滝山貝塚線で構成されています。

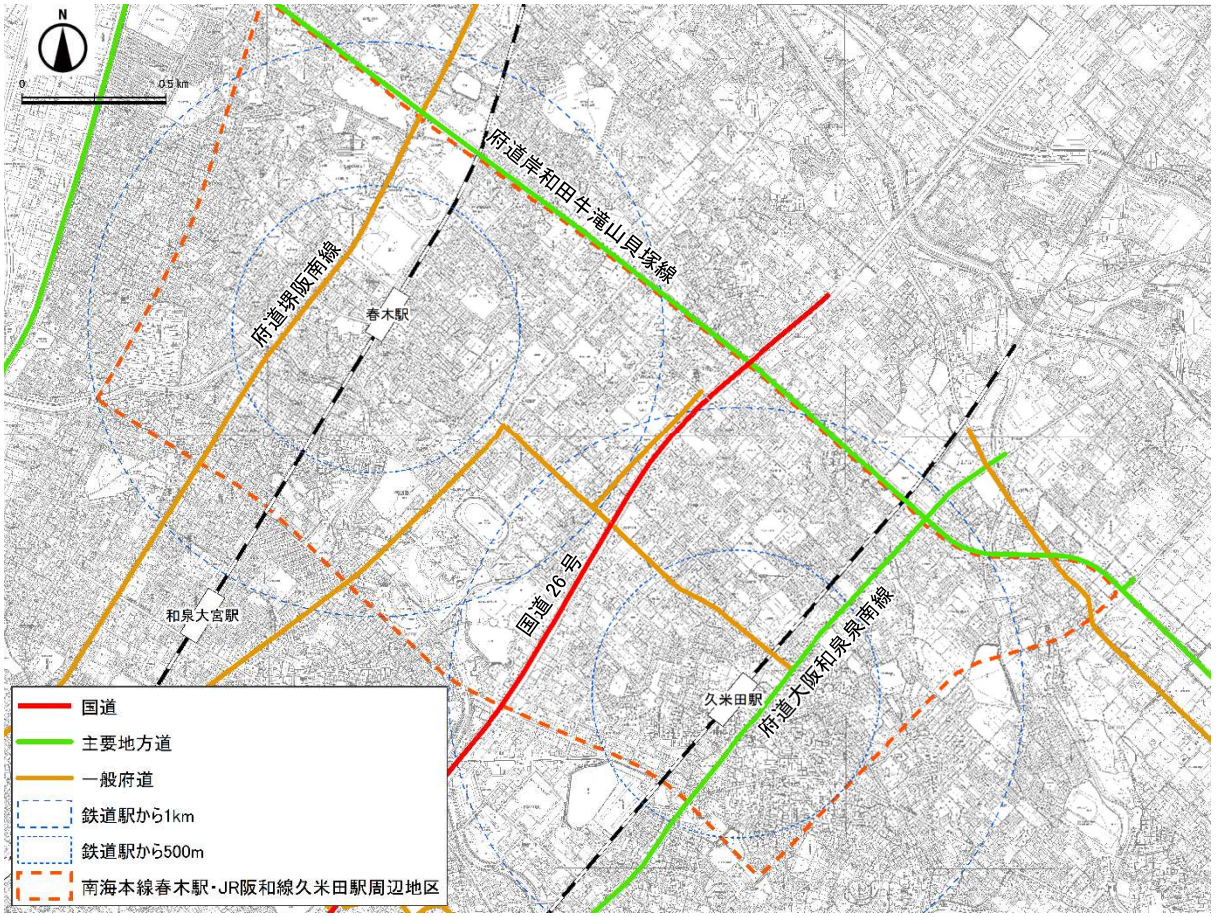

図 4-5　南海本線春木駅・ＪＲ阪和線久米田駅周辺道路状況

4.2.2. 生活関連施設の選定

前述の生活関連施設選定の要件や考え方に基づき、南海本線春木駅・ＪＲ阪和線久米田駅周辺地区における生活関連施設を、以下のように選定しました。

表 4-3　南海本線春木駅・ＪＲ阪和線久米田駅周辺地区の生活関連施設

区　分	生活関連施設名称	所在地	施設概要と施設管理者
旅客施設	南海春木駅	春木若松町	・南海本線の駅 ・南海電鉄株式会社
	ＪＲ久米田駅	大町	・JR 阪和線の駅 ・西日本旅客鉄道株式会社
官公庁等	競輪場	春木若松町	・競輪場 ・岸和田市
	春木地区公民館	春木宮川町	・集会室、講座室、実習室　等 ・岸和田市
	春木市民センター	春木若松町	・春木サービスセンター、春木図書館、市立公民館分館 ・岸和田市
	箕土路青少年会館	箕土路２丁目	・集会室、講座室　等 ・岸和田市
	文化会館	荒木町１丁目	・ホール（501 名収容）、展示場　等 ・岸和田市
	総合体育館	西之内町	・アリーナ、武道場、トレーニングルーム等 ・岸和田市
公園･緑地	中央公園	西之内町	・総合公園（約 19ha） ・岸和田市
病院	岸和田平成病院	春木若松町	・内科、整形外科等９科（149 床） ・一般財団法人　岸和田農友協会
	泉州北部小児初期救急広域センター	荒木町１丁目	・小児科 ・岸和田市、高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町
	徳洲会病院	加守町４丁目	・内科等 25 科（341 床） ・医療法人　徳洲会
	亀井病院	小松里町	・外科、内科（60 床） ・医療法人　亀井会
	久米田外科整形外科病院	小松里町	・外科、整形外科等８科（60 床） ・医療法人　社団柴田会
路外駐車場	リパーク春木駅前	春木若松町	・109 台の平面駐車場 ・三井不動産リアルティ株式会社

4.2.3. 生活関連経路の選定

前述の生活関連経路選定の考え方に基づき、南海本線春木駅・ＪＲ阪和線久米田駅周辺地区における生活関連経路及び準生活関連経路を、以下のように選定しました。

表 4-4　南海本線春木駅・ＪＲ阪和線久米田駅周辺地区の生活関連経路

経路起点駅	路線名称	路線に接する生活関連施設
南海春木駅	府道堺阪南線（２区間）	競輪場、岸和田平成病院
	府道和気岸和田線	中央公園
	市道加守町 11 号線	
	市道荒木町 12 号線	中央公園、文化会館
	市道戎若松線	春木市民センター
	市道春木駅前３号線	南海春木駅
	市道春木駅大宮駅線	
	市道春木耕地整理東西３号線	リパーク春木駅前
	市道春木耕地整理南北８号線	
	市道春木若松荒木線	
	市道春木若松町７号線	南海春木駅
	市道春木西之内線	泉州北部小児初期救急広域センター
	市道春木泉町西之内線	徳洲会病院
JR 久米田駅	国道 26 号	
	主要地方道大阪和泉泉南線	
	府道春木大町線	
	市道久米田山滝線	亀井病院、久米田外科整形外科病院
	市道久米田駅西停車場線	ＪＲ久米田駅
	市道西之内小松里線	
	市道大町１号線	ＪＲ久米田駅
	市道大町 19 号線	ＪＲ久米田駅
	市道中井西之内線	総合体育館、中央公園

表 4-5　南海本線春木駅・ＪＲ阪和線久米田駅周辺地区の準生活関連経路

経路起点駅	路線名称	路線に接する生活関連施設
南海春木駅	市道春木耕地整理南北２号線	春木地区公民館
	市道春木大小路若松線	
JR 久米田駅	市道区画整理八木１号線	
	市道区画整理八木 17 号線	箕土路青少年会館
	市道大町尾生線	
	市道中井箕土路線	

4.2.4. 南海本線春木駅・ＪＲ阪和線久米田駅周辺地区　重点整備地区図

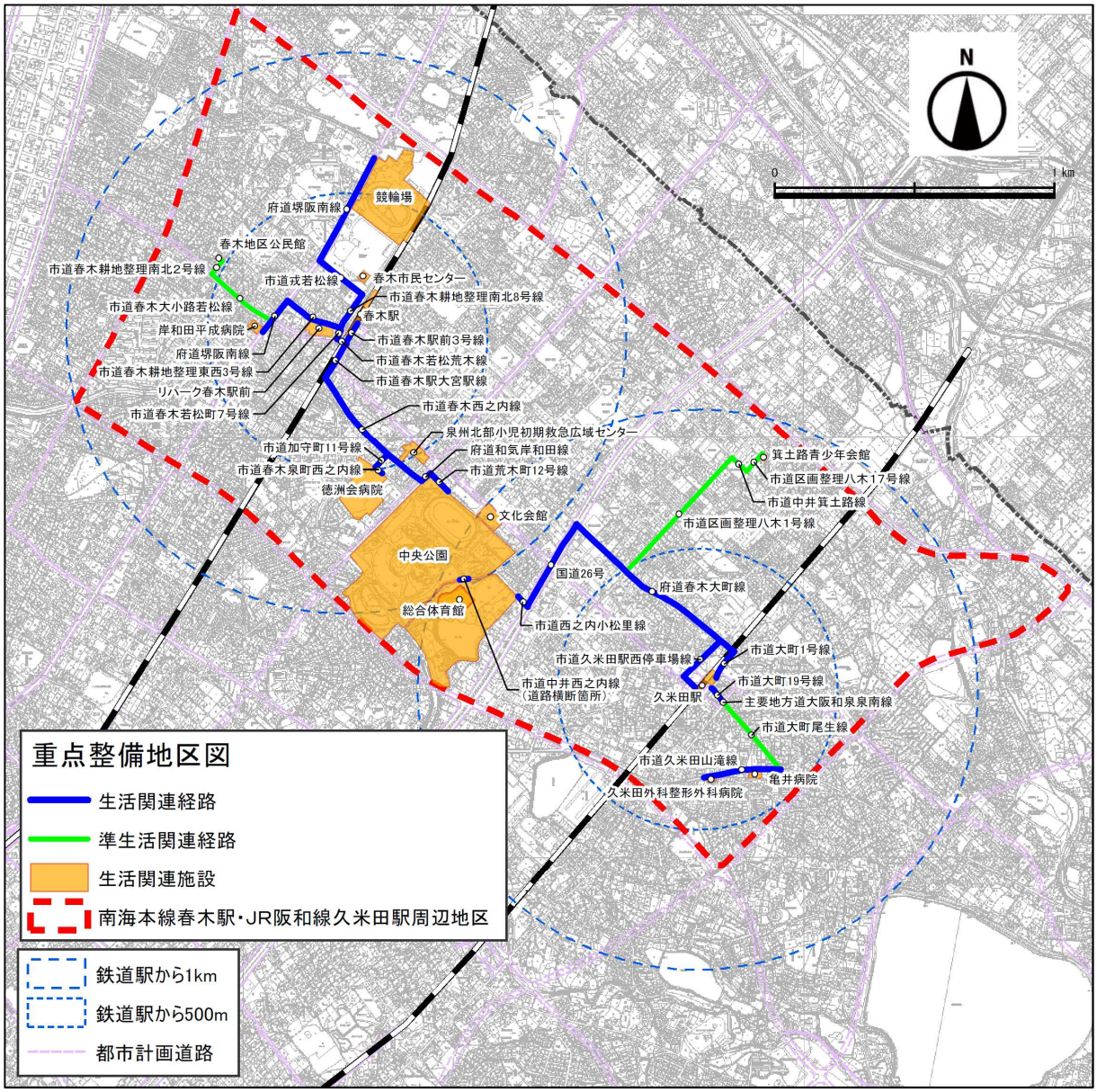

図 4-6　南海本線春木駅・ＪＲ阪和線久米田駅周辺地区　重点整備地区図

4.3. 南海本線岸和田駅周辺地区

4.3.1. 南海本線岸和田駅周辺地区の概要

①都市計画マスタープランにおける位置付け

南海本線岸和田駅周辺は「都市拠点」、南海本線和泉大宮駅周辺及び南海本線蛸地蔵駅周辺は「生活拠点」に位置付けられています。

資料：岸和田市都市計画マスタープラン【テーマ別まちづくり編】（平成 23(2011)年 3 月）※
※「岸和田市まちづくりビジョン 将来構想」と整合を図り、将来のまちの姿を展望しつつ、12 年後（令和 4(2022)年度）にその内容について検証し、社会経済状況等の変化に応じて見直しを行う。

図 4-7　方針図

②道路状況

地区の主要な道路は、鉄道網に並行する府道大阪臨海線、府道堺阪南線及び国道 26 号、及びこれに交差する府道岸和田港塔原線により構成されています。

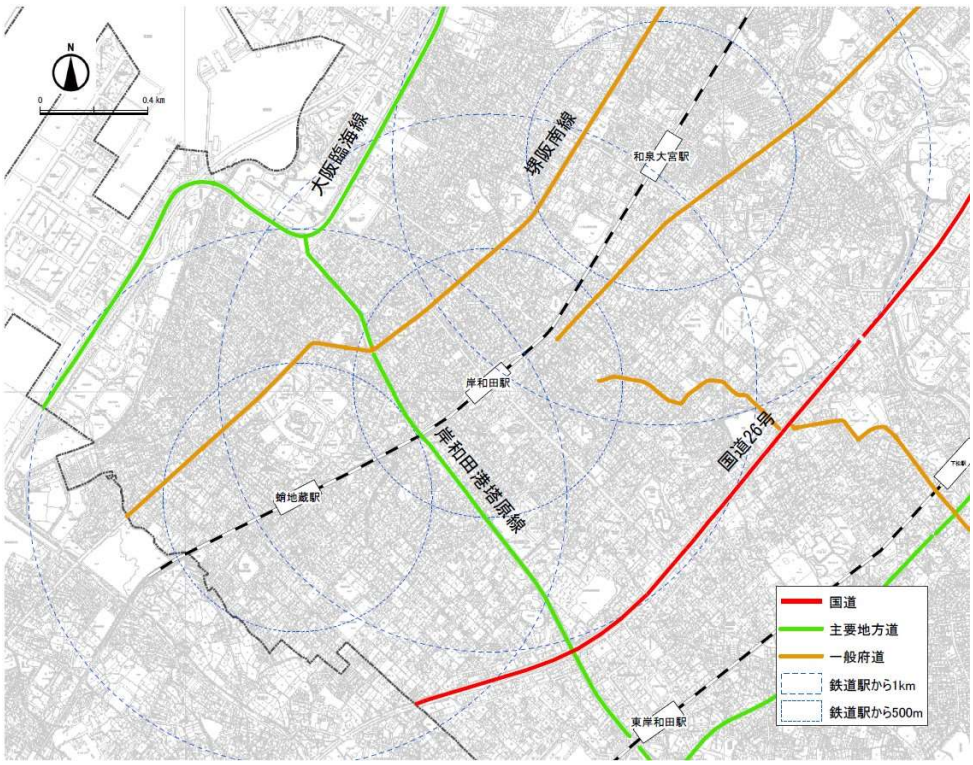

図 4-8　南海本線岸和田駅周辺道路状況

4.3.2. 生活関連施設の選定

前述の生活関連施設選定の要件や考え方に基づき、南海本線岸和田駅周辺地区における生活関連施設を、以下のように選定しました。

表 4-6 南海本線岸和田駅周辺地区の生活関連施設（１／２）

区　分	生活関連施設名称	所在地	施設概要と施設管理者
旅客施設	南海岸和田駅	宮本町	・南海本線の駅 ・南海電鉄株式会社
	南海和泉大宮駅	上野町東	・南海本線の駅 ・南海電鉄株式会社
	南海蛸地蔵駅	岸城町	・南海本線の駅 ・南海電鉄株式会社
官公庁等	泉南府民センター	野田町３丁目	・広域事業者指導課、大阪府岸和田少年サポートセンター、大阪府泉州農と緑の総合事務所、大阪府岸和田土木事務所、大阪府泉南府税事務所、多目的ホール 等 ・大阪府
	岸和田警察署	作才町１丁目	・警察署 ・大阪府
	岸和田市役所	岸城町	・市役所 ・岸和田市
	市立図書館	岸城町	・図書館 ・岸和田市
	中央体育館	作才町１丁目	・大ジム、小ジム ・岸和田市
	市立公民館	堺町	・多目的ホール、講座室、実習室 等 ・岸和田市
	岸和田城	岸城町	・天守閣、櫓門、多聞櫓・隅櫓 ・岸和田市
	だんじり会館	本町	・イベント展示室、会議室 等 ・岸和田市
	五風荘	岸城町	・岸和田市指定有形文化財 ・岸和田市
	まちづくりの館	本町	・集会室、ギャラリー 等 ・岸和田市
	きしわだ自然資料館	堺町	・常設展示室、多目的ホール ・岸和田市
	浪切ホール	港緑町	・大ホール（1,558 席）、小ホール（288 席）、多目的ホール、会議室 等 ・岸和田市
	自泉会館	岸城町	・ホール、会議室、展示室 ・岸和田市
	岸和田保健所	野田町３丁目	・岸和田市・貝塚市を管轄する保健所 ・大阪府
	福祉総合センター	野田町１丁目	・福祉総合センター、総合通園センター、市民活動サポートセンター ・岸和田市
	保健センター	別所町３丁目	・保健センター ・岸和田市
	高齢者ふれあいセンター朝陽	下野町５丁目	・高齢者ふれあいセンター ・岸和田市
	男女共同参画センター	加守町４丁目	・男女共同参画センター、大宮地区公民館 ・岸和田市

表 4-7　南海本線岸和田駅周辺地区の生活関連施設（２／２）

区　分	生活関連施設名称	所在地	施設概要と施設管理者
公園・緑地	千亀利公園	岸城町	・特殊公園（約 4.9ha） ・岸和田市
	野田公園	野田町	・近隣公園（約 1.3ha） ・岸和田市
	牛之口公園	上野町東	・近隣公園（約 1.8ha） ・岸和田市
	浜工業公園（阪南 1 区港湾緑地を含む）	地蔵浜町	・地区公園、港湾緑地（約 15.0ha） ・岸和田市
	今池公園	土生町 2 丁目	・近隣公園（約 2.1ha） ・岸和田市
	宮の池公園	別所町 3 丁目	・近隣公園（約 2.0ha） ・岸和田市
	南公園	南上町 1 丁目	・近隣公園（約 1.3ha） ・岸和田市
病院	藤井病院	西之内町	・内科等 12 科（155 床） ・医療法人　良秀会
	寺田万寿病院	南上町	・内科等 9 科（250 床） ・社会福祉法人　寺田萬寿会

4.3.3. 生活関連経路の選定

前述の生活関連経路選定の考え方及び観光のため来街者が訪れることが多い地区であることを考慮し、南海本線岸和田駅周辺地区における生活関連経路及び準生活関連経路を、以下のように選定しました。

表 4-8 南海本線岸和田駅周辺地区の生活関連経路

経路起点駅	路線名称	路線に接する生活関連施設
南海岸和田駅	主要地方道岸和田港塔原線	今池公園
	主要地方道大阪臨海線	浪切ホール、浜工業公園
	府道春木岸和田線	
	府道堺阪南線	市立公民館、だんじり会館
	市道岸和田駅西停車場南線	
	市道岸和田駅東停車場線	警察署、福祉総合センター
	市道岸和田駅北線	
	市道岸和田泉光寺線	中央体育館
	市道区画整理南部 24 号線	宮の池公園
	市道東光耕地整理 37 号線	泉南府民センター、岸和田保健所、野田公園
	市道南海本線附属街路 2 号線	牛之口公園
	市道並松上松線	保健センター
南海和泉大宮駅	府道堺阪南線	
	市道久米田東西線	
	市道加守町１２号線	男女共同参画センター
	市道東光耕地整理 5 号線	藤井病院
	市道藤井町耕地整理南北 1 号線	

表 4-9 南海本線岸和田駅周辺地区の準生活関連経路

経路起点駅	路線名称	路線に接する生活関連施設
南海岸和田駅	市道大手本町線	岸和田市役所
	市道昭和大通り	
	市道岸城町 4 号線	自泉会館
	市道岸城町 5 号線	岸和田城、五風荘、千亀利公園
	市道旧国道線	岸和田市役所、まちづくりの館、きしわだ自然資料館
	市道沼岸城線	岸和田市役所、市立図書館
南海和泉大宮駅	市道朝陽耕地整理東西９号線	高齢者ふれあいセンター朝陽
	市道春木駅大宮駅線	
	市道宮前町１２号線	
	市道宮前町３号線	
南海蛸地蔵駅	市道東光耕地整理５２号線	寺田万寿病院
	市道東光耕地整理９０号線	南公園
	市道東光耕地整理９４号線	

4.3.4. 南海本線岸和田駅周辺地区　重点整備地区図

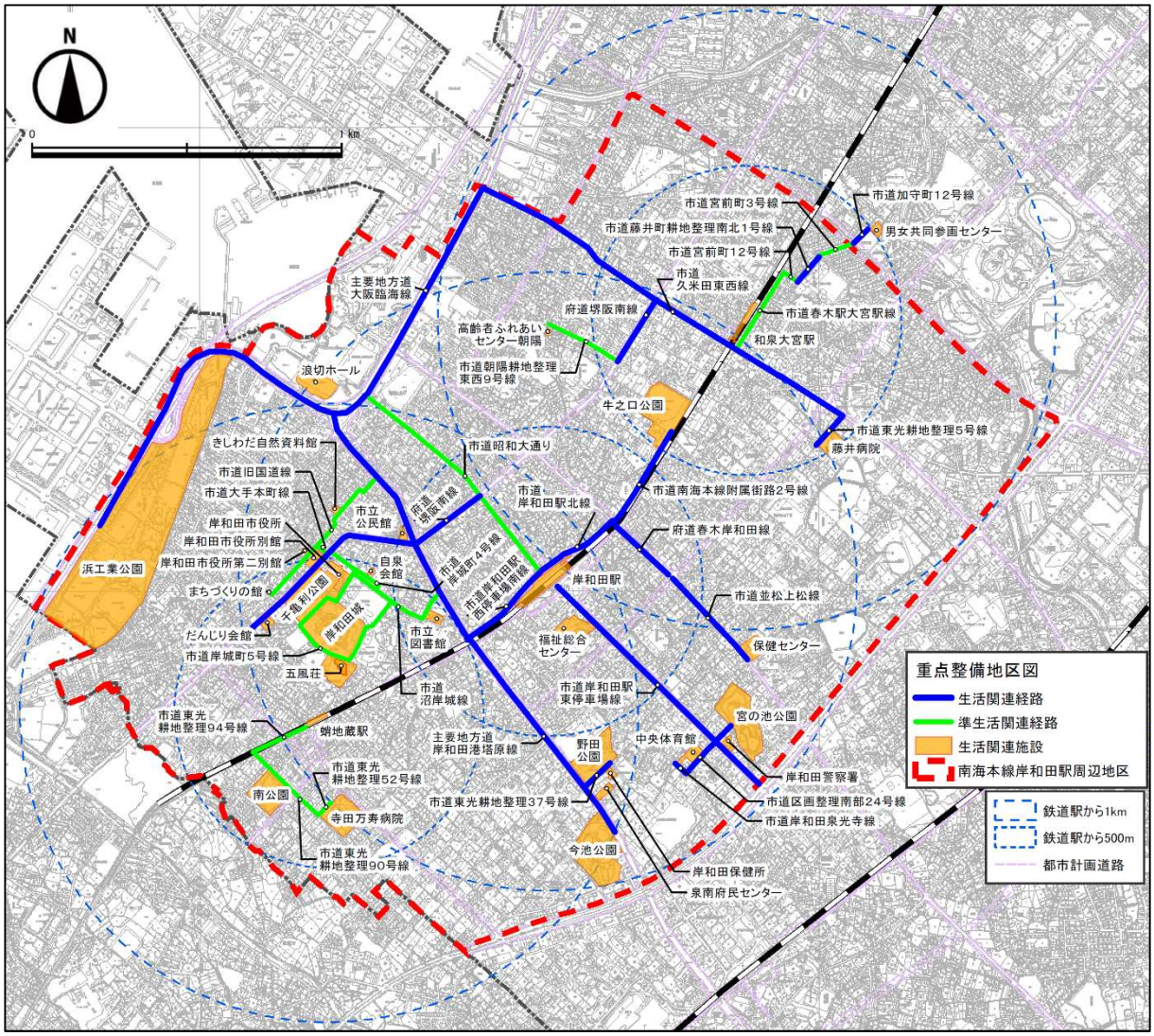

図 4-9　南海本線岸和田駅周辺地区　重点整備地区図

5. 特定事業

第３章で示した整備の基本指針を踏まえ、以下のように特定事業を定めます。

・短期整備：令和４年度～令和８年度（5 年間）
・中期整備：令和９年度～令和 18 年度（10 年間）
・長期整備：令和 19 年度～
・「－」：整備済み

5.1. 駅舎・駅前広場　（公共交通特定事業）

駅舎・駅前広場については、各種ガイドライン等に基づき、バリアフリー化を図った箇所について、その効果を継続させるための維持管理に努めます。

事業主体	事業内容	実施時期
鉄道事業者	「移動円滑化された経路」の整備・適正管理	—
	通路の整備・適正管理	—
	利便施設の整備・適正管理	—
	情報案内設備の整備・適正管理	—
	転落時の安全確保	—
道路管理者 バス事業者	駅前広場における整備・適正管理	—

5.2. 道路 （道路特定事業）

生活関連経路は「道路移動等円滑化基準」に適合したものとし、道路の移動等円滑化整備ガイドラインにもとづいた整備・適正管理を行います。

5.2.1. ＪＲ阪和線東岸和田駅周辺地区

事業主体	路線名	事業内容	実施時期
国	国道 26 号	—	—
大阪府	主要地方道 岸和田港塔原線	—	—
	主要地方道 大阪和泉泉南線	・周辺状況を勘案しながら、歩道の改良（拡幅、急な勾配の解消等）を行います。 ・道路照明灯の必要な箇所について、順次整備を行います。	長期
岸和田市	市道阪和線 附属街路１号線	・視覚障害者誘導用ブロックの必要な箇所について、順次整備を行います。	短期
		・道路照明灯の必要な箇所について、順次整備を行います。	長期
	市道阪和線 附属街路２号線	・視覚障害者誘導用ブロックの必要な箇所について、順次整備を行います。	短期
		・道路照明灯の必要な箇所について、順次整備を行います。	長期
	市道阪和線 附属街路３号線	・視覚障害者誘導用ブロックの必要な箇所について、順次整備を行います。	短期
		・道路照明灯の必要な箇所について、順次整備を行います。	長期
	市道阪和線 附属街路４号線	・視覚障害者誘用導ブロックの必要な箇所について、順次整備を行います。	短期
		・道路照明灯の必要な箇所について、順次整備を行います。	長期
	市道東岸和田駅 東側交通広場	—	—
	市道東岸和田駅 東停車場線	—	—

事業主体	路線名	事業内容	実施時期
岸和田市	市道 土生町 29 号線	・周辺状況を勘案しながら、道路移動等円滑化基準に適合した整備を行います。	長期
	市道 土生町 34 号線	・道路照明灯の必要な箇所について、順次整備を行います。	長期
	市道 並松上松線	・グレーチングが細目でない部分について、細目に取替を行います。	短期
		・舗装の更新時には、透水性舗装とします。 ・舗装の更新時には、急な横断勾配を解消（２%以下）します。 ・視覚障害者誘導用ブロックの必要な箇所について、順次整備を行います。	中期
		・道路照明灯の必要な箇所について、順次整備を行います。	長期
	市道区画整理 南部３号線	・周辺状況を勘案しながら、道路移動等円滑化基準に適合した整備を行います。	長期
	市道下松駅 西停車場線	—	—
	市道下松駅 東停車場線	・舗装の更新時には、透水性舗装とします。	中期
	市道区画整理 中央３号線	・舗装の更新時には、透水性舗装とします。	中期
	市道大宮常盤線	・グレーチングが細目でない部分について、細目に取替を行います。	短期
		・舗装の更新時には、透水性舗装とします。 ・視覚障害者誘導用ブロックの必要な箇所について、順次整備を行います。	中期

5.2.2. 南海本線春木駅・ＪＲ阪和線久米田駅周辺地区

事業主体	路線名	事業内容	実施時期
国	国道 26 号	・周辺状況を勘案しながら、歩道の改良（植樹帯撤去による一部拡幅、透水性舗装）を行います。 ・視覚障害者誘導用ブロックの必要な箇所（交差点部、直線部）について、順次整備を行います。	短期
大阪府	主要地方道 大阪和泉泉南線	・周辺状況を勘案しながら、歩道の改良を行います。	長期
	府道春木大町線	・視覚障害者誘導用ブロックの必要な箇所について、順次整備を行います。	短期
		・グレーチングが細目でない部分について、細目に取替を行います。	中期
		・周辺状況を勘案しながら、歩道の整備・改良（段差改善）を行います。 ・道路照明灯の必要な箇所について、順次整備を行います。 ・安全な歩行空間の確保を図ります（水路蓋掛け、区画線による歩行空間の確保）。	長期
	府道堺阪南線	・視覚障害者誘導用ブロックの必要な箇所について、順次整備を行います。	短期
		・舗装の更新時には、透水性舗装とします。	長期
	府道 和気岸和田線	・舗装の更新時には、透水性舗装とします。	長期
岸和田市	市道 加守町 11 号線	・舗装の更新時には、透水性舗装とします。 ・舗装の更新時には、縁石を高さ 15cm 以上とします。 ・舗装の更新時に合わせ、視覚障害者誘導用ブロックの必要な箇所について、整備を行います。	中期
		・道路照明灯の必要な箇所について、順次整備を行います。	長期
	市道 荒木町 12 号線	・周辺状況を勘案しながら、歩道の改良を行います。	長期
	市道戎若松線	・舗装の更新時には、透水性舗装とします。	中期
	市道 春木駅前３号線	・道路照明灯の必要な箇所について、順次整備を行います。	長期

事業主体	路線名	事業内容	実施時期
岸和田市	市道春木駅大宮駅線	・周辺状況を勘案しながら、歩道の改良（拡幅、透水性舗装）を行います。 ・視覚障害者誘導用ブロックの必要な箇所について、順次整備を行います。 ・道路照明灯の必要な箇所について、順次整備を行います。	短期
	市道春木耕地整理東西３号線	・周辺状況を勘案しながら、歩道の改良を行います。 ・道路照明灯の必要な箇所について、順次整備を行います。	長期
	市道春木耕地整理南北８号線	・舗装の更新時には、透水性舗装とします。 ・視覚障害者誘導用ブロックの必要な箇所について、順次整備を行います。	中期
	市道春木若松荒木線	・視覚障害者誘導用ブロックの必要な箇所について、順次整備を行います。	短期
		・道路照明灯の必要な箇所について、順次整備を行います。	長期
	市道春木若松町７号線	・視覚障害者誘導用ブロックの必要な箇所について、順次整備を行います。	短期
		・道路照明灯の必要な箇所について、順次整備を行います。	長期
	市道春木西之内線	・周辺状況を勘案しながら、歩道の改良を行います。 ・道路照明灯の必要な箇所について、順次整備を行います。	長期
	市道春木泉町西之内線	・舗装の更新時には、透水性舗装とします。 ・舗装の更新時に合わせ、視覚障害者誘導用ブロックの必要な箇所（交差点部）について、整備を行います。	中期
		・道路照明灯の必要な箇所について、順次整備を行います。	長期
	市道久米田山滝線	・周辺状況を勘案しながら、歩道の改良を行います。	長期

事業主体	路線名	事業内容	実施時期
岸和田市	市道久米田駅西停車場線	・周辺状況を勘案しながら、道路移動等円滑化基準に適合した整備を行います。	短期
	市道西之内小松里線	・舗装の更新時には、透水性舗装とします。 ・舗装の更新時に合わせ、視覚障害者誘導用ブロックの必要な箇所について、整備を行います。	中期
		・道路照明灯の必要な箇所について、順次整備を行います。	長期
	市道大町１号線	・舗装の更新時には、透水性舗装とします。 ・舗装の更新時に合わせ、視覚障害者誘導用ブロックの必要な箇所について、整備を行います。	中期
		・道路照明灯の必要な箇所について、順次整備を行います。	長期
	市道大町 19 号線	・周辺状況を勘案しながら、道路移動等円滑化基準に適合した整備を行います。	短期
	市道中井西之内線	—	—

5.2.3. 南海本線岸和田駅周辺地区

事業主体	路線名	事業内容	実施時期
大阪府	主要地方道 岸和田港塔原線	・周辺状況を勘案しながら、歩道の改良を行います。	長期
	主要地方道 大阪臨海線	・舗装の更新時には、生活関連施設に接続する歩道について、透水性舗装とします。	長期
	府道 春木岸和田線	—	—
	府道堺阪南線	・舗装の更新時には、透水性舗装とします。	長期
岸和田市	市道岸和田駅西 停車場南線	・舗装の更新時には、透水性舗装とします。	長期
	市道岸和田駅東 停車場線	・舗装の更新時には、透水性舗装とします。	中期
	市道 岸和田駅北線	・舗装の更新時には、透水性舗装とします。	長期
	市道岸和田 泉光寺線	・周辺状況を勘案しながら、歩道の改良を行います。	長期
	市道区画整理 南部 24 号線	・周辺状況を勘案しながら、道路移動等円滑化基準に適合した整備を行います。	長期
	市道東光耕地 整理 37 号線	・周辺状況を勘案しながら、歩道の整備・改良（拡幅）を行います。 ・道路照明灯の必要な箇所について、順次整備を行います。	長期
	市道南海本線 附属街路 2 号線	・舗装の更新時には、透水性舗装とします。	中期
	市道並松上松線	—	—
	市道 久米田東西線	・グレーチングが細目でない部分について、細目に取替を行います。	短期
		・舗装の更新時には、透水性舗装とします。	中期

事業主体	路線名	事業内容	実施時期
岸和田市	市道 加守町１２号線	・舗装の更新時には、透水性舗装とします。	中期
	市道東光耕地 整理５号線	・周辺状況を勘案しながら、道路移動等円滑化基準に適合した整備を行います。	長期
	市道藤井町耕地 整理南北１号線	・視覚障害者誘導用ブロックの必要な箇所（交差点部）について、順次整備を行います。	短期
		・舗装の更新時には、透水性舗装とします。	長期

5.3. 信号交差点・交通規制 （交通安全特定事業）

信号交差点については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則」等に沿ったバリアフリー化を図った箇所について、その効果を継続させるための維持管理に努めます。

事業主体	事業内容	実施時期
公安委員会	信号の設置・適正管理	—
	交通規制による歩行空間の確保	—

5.4. 都市公園 （都市公園特定事業）

都市公園は「都市公園移動等円滑化基準」に適合したものとし、都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインにもとづいた整備・適正管理を行います。

5.4.1. ＪＲ阪和線東岸和田駅周辺地区

事業主体	公園名	事業内容	実施時期
岸和田市	上松公園	—	—

5.4.2. 南海本線春木駅・ＪＲ阪和線久米田駅周辺地区

事業主体	公園名	事業内容	実施時期
岸和田市	中央公園	・園路・広場について、段差・勾配の適正化、階段等の手すり・点字標示等の整備、床材の改修、誘導ブロックの整備を行います。 ・車いす使用者用駐車施設の設置及び表示を行います。 ・トイレの整備・改修、多機能トイレの設置及び表示を行います。	中期

5.4.3. 南海本線岸和田駅周辺地区

事業主体	公園名	事業内容	実施時期
岸和田市	千亀利公園	・園路・広場について、段差・勾配の適正化、階段等の手すり・点字標示等の整備、誘導ブロックの整備を行います。 ・車いす使用者用駐車施設の設置及び表示を行います。	短期
	野田公園	・トイレの整備・改修、多機能トイレの設置及び表示を行います。	中期
	牛之口公園	・園路・広場について、段差・勾配の適正化、階段等の手すり・点字標示等の整備、誘導ブロックの整備を行います。 ・車いす使用者用駐車施設の設置及び表示を行います。 ・トイレの整備・改修、多機能トイレの設置及び表示を行います。	中期
	浜工業公園	・園路・広場について、段差・勾配の適正化、階段等の手すり・点字標示等の整備、誘導ブロックの整備を行います。 ・車いす使用者用駐車施設の設置及び表示を行います。 ・多機能トイレの設置及び表示を行います。	中期
	今池公園	・園路・広場について、段差・勾配の適正化、誘導ブロックの整備を行います。 ・トイレの整備・改修、多機能トイレの設置及び表示を行います。	中期
	宮の池公園	—	—
	南公園	・園路・広場について、段差・勾配の適正化、階段等の手すり・点字標示等の整備、誘導ブロックの整備を行います。 ・車いす使用者用駐車施設の設置及び表示を行います。	中期

6. 基本構想実現に向けて

6.1. 心のバリアフリーの推進

基本理念に示したように、高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、施設や道路のバリアフリー化に代表されるハードの整備だけでなく、高齢者、障害者等の特性を理解し支えあうという「心のバリアフリー」が大切になります。心のバリアフリーを推進し、高齢者や障害者等に対してひとりひとりがやさしさや思いやりを持って接することができるようにするため、コミュニケーション（情報共有）を深めるとともに、市民・当事者の方々と協働により各種の啓発・広報活動及び様々な機会を活用した幅広い教育活動等の取組みを進めます。

6.1.1. 市民の取組み

高齢者、障害者等の特性への理解を深め、駐輪・駐車のルールを守り、鉄道駅の利用にあたり必要に応じ手助けを行うなどの高齢者、障害者等に対する支援を行います。

6.1.2. 事業者の取組み

職員教育の充実化により、職員等に対し、高齢者、障害者等と適切なコミュニケーションを取りながら積極的に声かけや支援を行うよう促します。

6.1.3. 行政の取組み

第 4 次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画及びその下位計画（第 5 次岸和田市障害者計画・第 6 期岸和田市障害福祉計画・第 2 期岸和田市障害児福祉計画、岸和田市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画）等の取組みと連携し、啓発活動や福祉教育の推進を行うなど、広く市民に心のバリアフリーの意識を醸成するための取組みを推進します。

第 4 次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画の取組み

【取り組みの枠組み】
1．担い手・仲間づくり
2．安心・安全に暮らすための地域づくり
3．様々な人や組織が連携できるしくみづくり

【ビジョン実現に向けた施策の展開】
3．多様な人や組織が連携し互いに支えあえるしくみづくり
（1）市民にわかりやすい情報発信・提供
～福祉を身近に感じる広報・啓発～
①多様な媒体や機会の活用
・広報きしわだや社協だよりをはじめ、ホームページ、ＳＮＳ、テレビ岸和田、ラヂオきしわだといった多様なメディアや媒体、機会を活用した幅広い情報提供を行います。

②様々な地域情報の発信強化
・地域や団体の多様な活動に加え、地域のバリアフリーに関する取り組み状況についても情報の収集・整理・提供を行う等、地域情報を広く発信していきます。

③情報アクセス等のバリアフリー化の推進
・障害のある人や外国人等も含めて、誰もが地域や福祉に関する情報を得られるように、情報アクセスに関するバリアフリー化を進めます。

6.2. 実現に向けての基本的な考え方

交通まちづくりアクションプラン〔バリアフリー基本構想編〕の基本理念「人にやさしく　ふれあいがあり　安心して移動できる　地域輝くまちづくり」の実現に向けては、「市民」、「事業者（公共交通事業者、道路管理者等）」、「行政」の三者がそれぞれの役割を踏まえ、お互いに密接な連携を図り、協働によるバリアフリーのまちづくりに取り組むことが重要です。

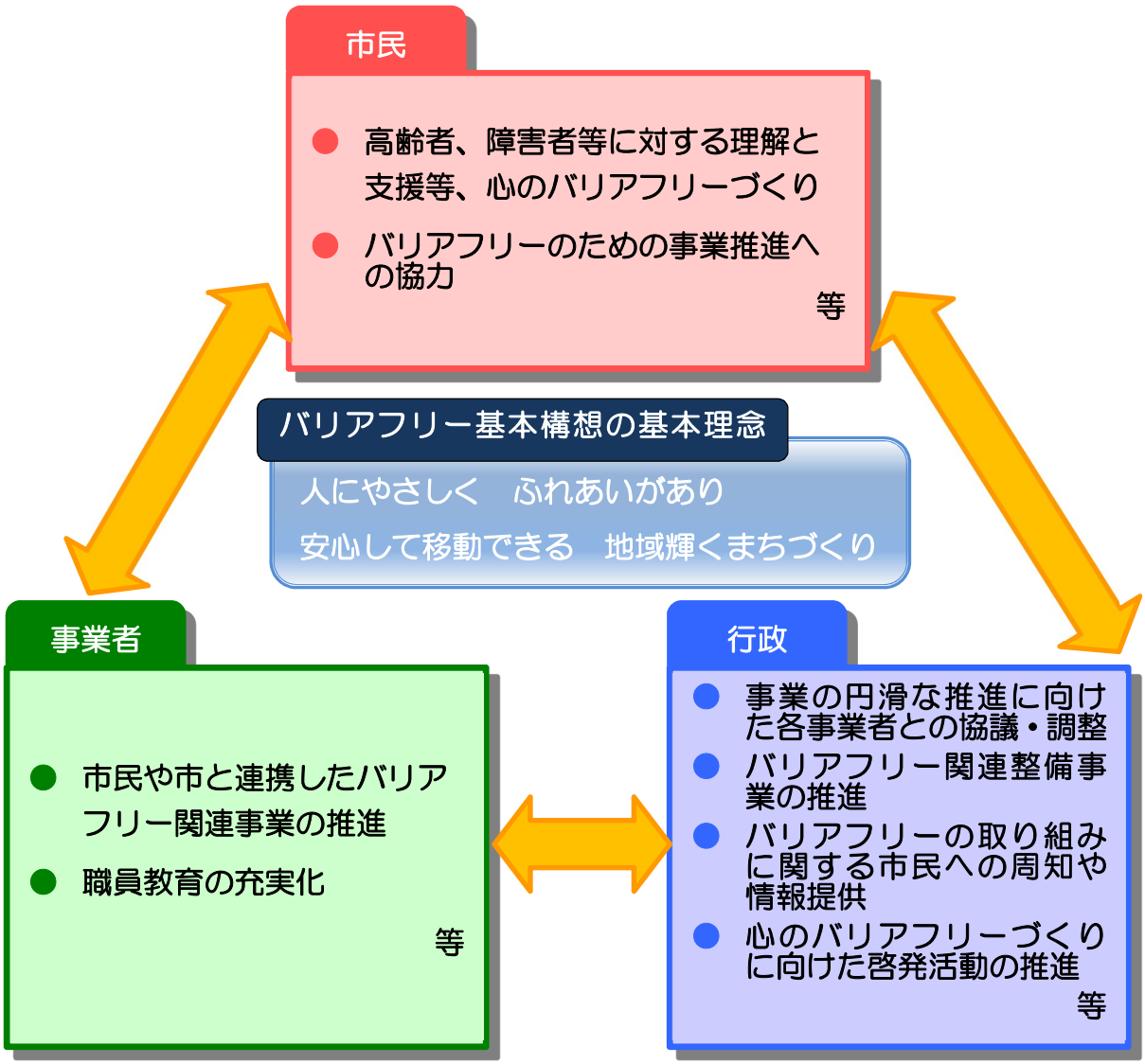

図 6-1　バリアフリー基本構想実現のための役割分担

6.3. PDCA サイクル（スパイラルアップ）による施策の推進

基本理念の実現に向けて、基本構想策定後も、状況に応じて維持・改善する「段階的・継続的な取組（スパイラルアップ）」が重要であり、必要に応じて基本構想における各種事業やソフト面での取組みを見直すことが必要です。

ＰＤＣＡサイクル（計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action））に基づいて、特定事業計画等の実施状況を確認し、必要に応じて基本構想における各種事業の見直しを実施し進行管理を行います。施策実施状況の確認は、「岸和田市地域公共交通協議会」において実施し、スパイラルアップを図っていきます。また、アクションプランの目標達成度の評価は 5 年に 1 回実施します。

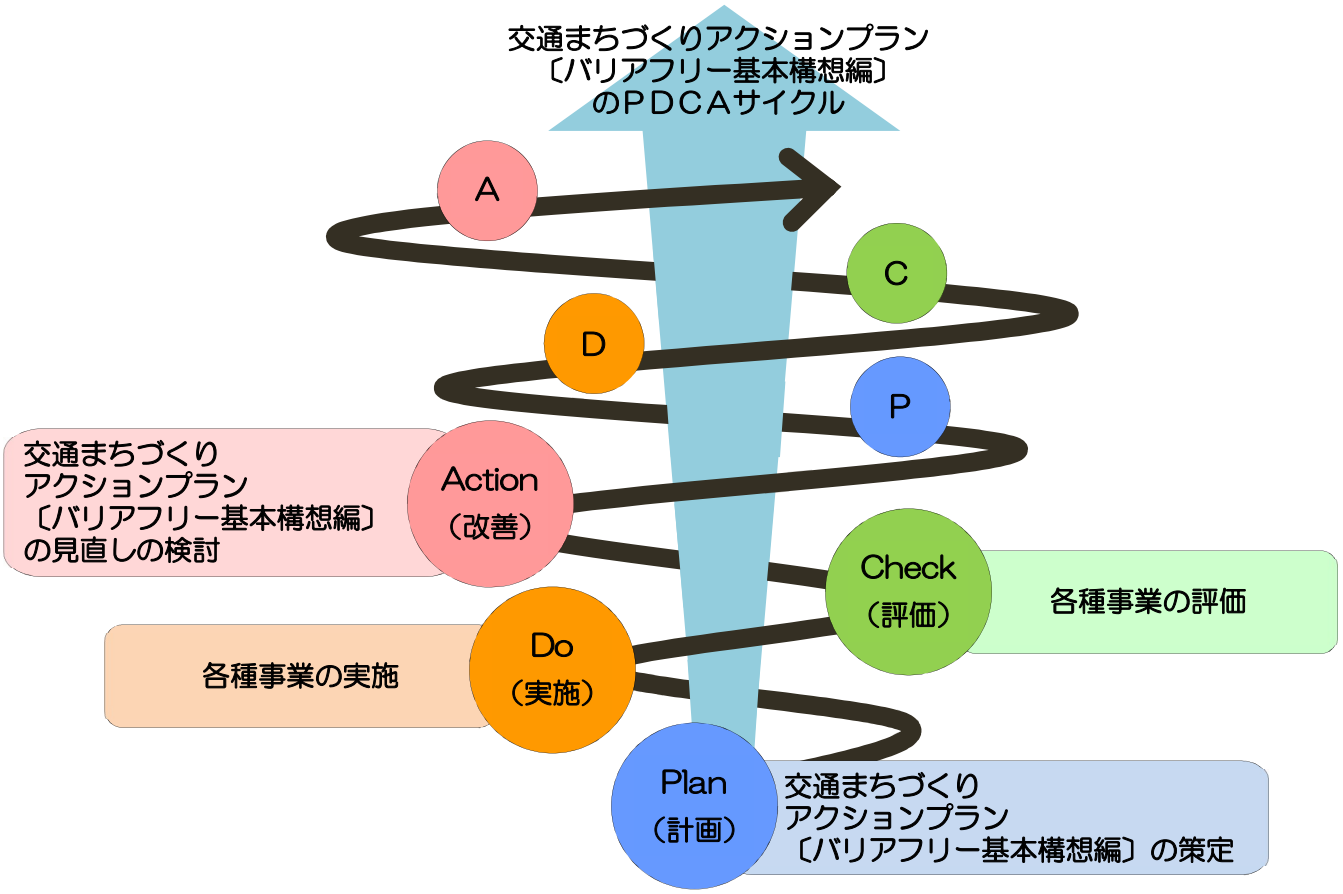

図 6-2　ＰＤＣＡサイクルによる施策の推進・評価